

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四十四号

昭和四十八年七月十八日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村近四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 笹山茂太郎君

理事 島田 安夫君

理事 田中 榮一君

理事 西銘 順治君

理事 増岡 博之君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江已記夫君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

公正取引委員長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

公正取引委員長

事務局長

委員外の出席者

労働省労働基準

局賃金福祉部長

商工委員会調査

室長

委員の異動

七月十八日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

中小企業庁次長 森口 八郎君

中小企業庁計画 部長 原山 義史君

中小企業庁指導 部長 生田 豊朗君

委員外の出席者

労働省労働基準

局賃金福祉部長

商工委員会調査

室長

委員の異動

七月十八日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

同日

補欠選任

島田 安夫君

正示啓次郎君

西銘 順治君

○浦野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業者の範囲の改定等のための

中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題

といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。近江已記夫君。

○近江委員 中小企業近代化資金等助成法関係に

ついてお伺いしたいと思います。この範囲の

拡大に伴って小規模企業者の利用度の高い設備近

代化資金については、貸し付け限度額十萬から五

百萬まで貸し付け率の二分の一について引き上げ

ることが必要ではないかと思うのですが、この点

についてどうお考えであるか。

それから、本法による中小企業構造改善準備金

制度の利用状況はどうなっておりますか。これを

ひとつ中小企業庁長官にお伺いしたいと思います。

○近江委員 設備近代化資金は、御案内のよう

に小規模企業重点に貸し付けをいたしております。

今回定義改定はございすけれども、小規模

企業対策を充実するということで、今年度も貸し

付け規模を拡充いたしておるわけでございす。

現在一千万円までの設備を対象にいたしておるわ

けでございすけれども、なお、実情をよく今後

も見まして、この制度の効果が一そう出ますよう

に、限度額その他についても十分検討いたしたい

と思ひます。

貸し付けの実績等につきましては、担当部長の

ほうから御報告いたします。

○原山政府委員 中小企業の構造改善準備金の利

用実績についてお答えいたします。

現在まで二十九件準備金を利用してございす。

金額としまして、全事業費としまして二百十八億

九千六百万円ということに相なっております。

それから設備近代化資金の利用状況でございま

すが、四十七年の実績を申し上げますと、四十七

年の実績はまだ完全に出ておりませんが、予算額

は三百五十四億でございす。四十六年の実績は

三百七億でございす。

○近江委員 そういふワケ組みがあつて、利用状

況がどうなつておるかというのを聞いておるわ

けです。これはこなしおるのですか。

○原山政府委員 四十七年度につきましては、ま

だ完全に実績をわれわれとっておりませんが、設

備投資が旺盛に向かいつあつたわけでございま

すが、一般の金融の超緩慢ということもございま

して、実績はワケを相当余しているようにござい

ます。あとで数字を確かめまして御報告いたし

たいと思ひます。

○近江委員 民間に比べて政府の金融機関のそ

ういふ条件というものははるかにいいわけであり

ます。ですから、やはりそういう状態の中でも利用

者がたくさんあると思うのです。その点、非常に

手続がむずかしいとか、いろいろな制限等におい

ても、厳格はいいのですけれども、厳格過ぎる、

手続がうるさいという点なども、いまだにある

わけです。そういう点については十分利用できる

ように配慮すべきだ、この点は申し上げておきま

す。

それから中小企業退職金共済法関係ですが、こ

の改正により卸売業者は従業員五十人以下から百

人以下に引き上げられることになるわけですが、

これにより範囲に入る卸売業者はどのような方法

によつて退職金の支払い手段を講じてきています

と中小企業庁では把握しておられるのか。また、こ

れらの卸売業者が任意でやつていたとして、スミ

ズに中小企業退職金共済事業団に加入できるもの

であるかどうか、この二点についてお伺いしたい

と思ひます。

○原山政府委員 中小企業退職金共済事業団の運用に

ついては、担当部長のほうから御報告いたしま

す。

○近江委員 中小企業者の範囲の改定等のための

中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八

四号)

本日の会議に付した案件

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基

本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八

四号)

つきましては、労働省の所管でございしますので、ここで早急に答弁することは私どもも範囲を越えるので答弁いたしかねると思ひます。

○駐政府委員 退職金共済事業団の運営の詳細はいま部長から申し上げたとおりでございしますが、今回の基本法の改正にあたりまして、中小企業退職金共済事業団法の一部改正をお願いしてございまして、中政審の答申を得ますまでの審議にも労働省も委員としてお入りいただいております。この卸売業の定義の改正については労働省でも十分審議状況を承知の上で、今回の事業団法の改正にも賛成をしておりますという実情がございします。

事務的にこの加入につきましては全然問題がないわけではございまして、定義の改定が行なわれなかったならば、これに該当する規模の卸売企業というものはこの改正を非常に待っておられるわけではございまして、個別に労働省の指導によりまして、単なる金融を受ける、助成を受ける面だけではなくて、こういう労働福祉の面につきましてもそれ以下の規模の卸がすでに相当利用しておられるわけではございしますが、同様にこの制度も利用するよう十分に指導を労働省とも連絡の上遺憾なくやりたいと考えております。

○近江委員 いま部長から詳細なお話があったというところを言っておりますが、部長は労働省であるからわからぬというような、何も詳細でも何でもありません。この程度のことは一々労働省が出なくても、中小企業庁としてつかんで、いつでも答弁できる、それくらいつかんでおくのは当然だと思ひます。いまここでやかましく言ってもしかたがないから、この点についてはあとでまた労働省に連絡をとって詳細を答えていただきたいと思います。

その次は、中小企業近代化促進法関係ですが、産地ぐるみの近代化をはかる、いわゆる近促法といったものが検討されたようでありまして、それはどういふ構想であるか、もしお考えになつておつたならば長官からお伺いしたいと思ひます。

○駐政府委員 近促法第五条の二の構造改善事業を従来から進めてまいつておられますが、従来の考え方はいわゆる産地単位でございまして、全国ベースで一つの商工組合をつくりまして、そこに過半数の中小企業が加入して計画を組まなければならぬという運用方針でございまして、ところが、実際にはいろいろの産地で、産業分類上は同じ品目でございしても、具体的に相当品種なども違う、それから需要先も違うというふうな事情が異なるわけではございします。なかなか全国一本の構造改善計画と申しましては実態が違ふものでございしますから、円滑を欠く場合が多くて、計画を組みたいけれども、結局そこに至らないという例が多数ございしました。そこで、今回のドル・ショック等を契機にいたしまして、私もその点を十分反省いたしまして、必要な場合には産地単位で組合をつくつて、そこで構造改善計画を組むようにしなければならぬ、かように考えまして、財政当局とも予算の際に折衝いたしまして、そういう運用によつて高度化資金等を活用するという道を設けたわけではございします。

○近江委員 次に、中小企業振興事業団法関係についてお伺いしたいと思ひます。中小企業をめぐる諸情勢の変化に対処して高度化を強力に推進することが必要であると思ひますが、このために中小企業振興事業団の業務の拡充、資金量の確保が絶対的に必要であると思ひうわけではございします。そこで、この範囲の拡大に伴つてどの程度の資金ワックを予定しておられるのか、これが一つ。

二つ目は、各都道府県の負担割合を軽減する考へはないかどうか、これが二点。三点目は、融資条件の緩和についてどう考へておられるか、これについて長官からお伺いしたいと思ひます。部長でもけっこうです。

○森口政府委員 振興事業団の高度化事業は、先生活存じのとおりの事業者の申請に基づく共同事業について援助するものでございします。したがって、定義を上げましたからというわけで直ちに

事業団の資金がふえるかどうか、さらに実態の推移を見なければわからないわけではございします。幸い事業団のほうには現在余裕資金をかかえておりますので、定義を上げても、事実上その要請には十分こたえ得る資金を現在の段階では持つておるといふふうに私のはうは考へております。

〔委員長退席、稲村（佐）委員長代理着席〕それから第二に、都道府県の負担割合の問題でございしますが、中小企業施策全般といたしまして、国と都道府県の負担はほぼ半分ずつというものが大体的な考え方ではございします。現在の事業団の中小企業者に対する助成割合におきまして、無利子分につきましては国と都道府県がちょうど同じ割合ずつ無利子分を持ちまして、それから財投分は政府がその上にオンするということ方になつておるわけではございします。この考え方をいまにわかに変えることはむづかしいのではないかとこのうに考へるわけではございします。

それから第三の御質問は、助成の内容についてさらに改善する必要があるかということではございします。現在一般の高度化事業につきましては、大體一般中小企業の高高度化事業に対して二・七％という非常に安い利率で貸し付けておられるわけではございします。したがって、これをさらに改善する必要があるかどうかということになりますと、すでに相当の助成をいたしておられますので、これ以上さらに改善をするという点についてはいかにかと思はれる点もございします。現在の状況では困難であろうというように考へるわけではございします。ただ二・七％という金利は変えないわけではございしますが、無利子貸し付けの対象については、たとえば中小小売商業振興法の制定にあつて、零細業者が共同事業を行なう場合に八割無利子制度の対象を広げるといふような改善は当然行なつておるわけではございします。今後ともこういうような内容の改善には努力してまいりたいといううに考へております。

○近江委員 ワックがあるというところをおっしゃっているわけですが、そうすると、いままでの利用状況に

況にしても、またPR推進にしても、指導にしても、行き届かなかつたがゆえに借り手が少ないという面もあつた空白があるという点も十分に考へられると思ひます。いずれにしても、これはやはり相当問題があると思ひますし、そして当然範囲の拡大をしていって、そしていまのままのワックでいいということはおかしいと思ひます。ですから、中小企業庁としても十分検討されて、そういう実情に合った体制をとつていただきたい。特に要望しておきます。

それからその次は中小企業特恵対策臨時措置法関係ですが、本法が制定されて二年になるわけですが、この施行状況はどうなつておられるか。さらに、この特恵関税供与に伴う影響についてどのうに把握しておるか。三番目は、特恵関税供与の今後の方針についてお伺いしたいと思ひます。長官でも部長でもけっこうです。

○駐政府委員 特恵対策臨時措置法の施行でございしますが、実は本法は実質的には施行に至つておりませんが、業種指定の政令はまだ出さず至つておりませんが、その事情は大體二つございします。

一つは、本法制定後二度にわたつて円切の切り上げという事態が起つてきたわけではございします。特恵法で主たる対象と考へておりました繊維とか雑貨というふうな労働集約性の高い産業は同時に中小輸出産業でもございまして、特恵法で考へておりますよりも若干一歩進んだ施策がドル対法の体系で講ぜられることに実はなつたわけではございします。その対象がほぼ同じであるといううなことが一つの事情でございします。

もう一つは、今後の特恵問題についての方針はどうかというお尋ねもございしましたが、現在までのところ、この特恵制度というのはアメリカの特恵問題がどうなるかという大きな懸案を実は残しておるわけではございまして、そのあたりの問題がどうなるかということ、わが国の態度というところも当然からんでこようと思ひわけではございしますけれども、少なくとも現在までのところ、この特恵の制度の運用は、輸入のフラッドによりまして

著しく影響のあると思われるような商品につきま
しては、農林物資にせよ通産関係の物資にせよ、
運用上、たとえばシーリング制度でございませう
かというふうなことを行なつてまいりまして、著し
いフラッドというものは避けながら実はやつてきて
おつたというふうな事情がございませう。こういう
ことも、本法の施行についてまだ直ちに踏み切ら
なかつた事情でございませう。

今後どうなるかという点は、申し上げましたよ
うに米国の態度とも非常に関係してくるわけでご
ざいませうが、実は前回の円の切り上げ、今回のフ
ロートによりまして、必ずしも特惠制度によらず
ともLDC諸国からの労働集約の高い商品の輸出
というものが先進諸国全部に対して非常に有利に
なりつつあるということもございまして、いまこ
の問題は、今後の世界全体の情勢を見て考える、
こういう段階になつてまいつておるか私どもは
考へておるわけでございませう。今後私どもは、
特惠対策法の施行の問題もございませうが、やはり
LDC諸国とは協調しながらわが国の中小企業も
また伸ばしていかなければならないというのが基
本でございませう。やはり国際分業のメトリックとい
うものも取り入れながらわが国内の中小企業に
ついては、これが一歩進んだ形で十分に成り立つ
てまいりますように、事業の転換でございませうと
か、高度化でございませうとか、知識の集約化でご
ざいませうとか、また、場合によっては、海外に、
過去のすぐれた経験なり技術なりマーケティング
の力というものをもちつて先方に出かけていつ
て、一緒に事業をする、こういう総合的な対策を
十分に講じていく、こういうことでこの問題に対
処していくのが基本的な考え方ではないか、かよ
うに考へておるわけでございませう。

ことで十分な検討をして、要するに、この点から
言えることは、もつと国際情勢を的確につかんで、
実情に合ったそういう方向を——法律をつくるに
しても中身をよく検討する、今後そういうように
よく勉強してもらいたいと思うのです。特に要望
しておきます。

それからその次は、官公需についての中小企業
者の受注の確保に関する法律関係ですが、同じく
本法制定による効果はどうであつたか、それから
中小企業向け受注の確保のための今後の方針はど
うであるか、これについてお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員 官公需の確保は非常に大切なこと
でございませう。聞くところによりますと、米國で
も、中小企業政策のおもな柱が官公需対策になつ
ておると伺つております。わが國では、御指摘の
ように、官公需の中小企業向けの発注計画という
ものを毎年八月ごろ閣議決定をいたしまして、そ
の際に官公需関係の担当各省庁がきめこまかな配
慮をするよう運用上の留意事項をあわせて閣議決
定をして、これを公表しておるわけでございませう。
現在まで実績が確定いたしておりますのは四十六
年まででございまして、四十七年度につきまして
は、目標は一兆一千億円で全官公需の約二七%と
いうのが四十七年度の目標になつておりますが、
実績は目下集計中でございませう。

そこで四十六年度の実績について申し上げます
と、官公需総額が三兆四千五百八十億円でござい
ます。国が一兆四千四百五十八億、公社公団が二
兆百二十二億という内訳でございませう。中小企業
向けの実績は三兆四千五百八十億に対して九
千八百一十一億円でございませう。国が四千六百七十
三億、公社公団が四千五百八十八億でございまして、
官公需総額に対しては中小企業向け実績は二六・
五%でございませう。昭和四十一年ではこれが二五
%ぐらいでございませうので、実は年によつて上
がり下がりがあるのでございませうが、若干上がりが
みであるというところでございませう。

四十八年度の計画につきましては、来月中には
例年どおり閣議決定をする運びで、目下関係各省
と打ち合わせ中でございませうが、官公需の割合
を少しでも上げていくように、また予定した計画
目標を間違いなく実施できるように、こまかい発
注のしかた等についても改善すべき点があれば、
この際さらに一歩改めるように努力いたしたいと
思ひます。

○近江委員 この閣議決定におきましても、中小
企業のそういう過去の問題についてはやはりパー
セントも低い、しかも、実績においてもその目標
を達成できないというのが従来のパターンじゃな
いかと思ふのです。だから、皆さんが中小企業を
育成していくというところで一生懸命力を入れてい
るならば、こういうところこそ政府ができる点
において力を入れていくべきである、このように
思ふわけですが、今後この法律に基づいて努力し
ていかれるかどうか、これはひとつ大臣にお聞き
したいと思ひます。

○中曾根國務大臣 法律の趣旨に基づきまして、
中小企業に対する割り当てをできるだけふやすよ
うに、閣議その他の機会を通じて努力いたす
つもりでございませう。

○近江委員 その次は下請中小企業振興法関係で
すが、主務大臣が承認した振興計画は何件あるか、
施行状況についてお伺いしたいことが一点と、そ
の次に、承認件数が少ない原因は何であるか。三
点目は、下請振興協会の強化についてどう考へて
おられるか、長官にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員 振興計画の承認実績はいままでた
しか四十件でございませう。一件が自動車の部品関
係でございませう。あとは造船関係の下請と相なつ
ております。あと電気、機械関係等数件のものに
つきまして、現在指導を行なつておりまして、ま
とまり次第承認申請に至るよう目下指導中でご
ざいませう。

実績が非常に低いではないかという点は、私ど
も非常に遺憾に存じておる点でございませう。今
後一そう指導に努力する心算でございませうが、し
て理由を考へてみますと、一つには本法施行後

約二年半でございませうが、その間が非常に経済の
激動期にございまして、なかなか先行きの発注の
見通しを親が立てにくいという事情があつたこと
が一つ言えるかと存じますが、やはり経済の変動
が予想されるだけに、また、下請企業としては、
こういう長期の発注の見通しというものをある程
度持ちませんと経営ができないという点があるわ
けでございませうので、これはあまりほんとうの理
由にはならないと私も反省しております。今後
もつと実績があがりますように指導につとめたい
と思ひます。

それから下請振興協会がございませうが、数が昨
年度末で十九でございませう。今年度で二十六ま
で設置が進む予定でございませう。これに対して
補助金の助成額も増加をいたしております。特に
今後私どもが力を入れなければならぬと思つて
おる点でございませうけれども、これは一つには、
公益的な下請のあつせんということができなけれ
ばほんとうの効果があがりにくいという点でござ
いませうので、公益的な事業活動の助成、そのため
の人員の増強等一つの重点を置きたいと思ひま
す。

もう一点は、協会に置かれております苦情処理
委員会に対して、これも国と県で経費の助成をし
ておりますが、下請代金等に対する苦情の問題に
ついての調停、あつせん業務というのは、下請代
金支払遅延等防止法の円滑な施行をはかつていく
という意味からも、非常に協会は重大な使命を今
後負つてもらいたい、そういう方向で協会という
ものを私どもは評価をし、役に立つ協会に育て上
げたい。このあたりを重点に私どもは努力したい
と考へております。

○近江委員 こういういろいろな制度をお考へに
なつて、非常にいいと思ふんです。いいけれど
も、いま長官が反省しておられたように、なか
かそういうふうに進まないということについては
さらに反省をしていただいて、長官いま決意を述
べられたわけでありませうので、さらにこうした拡
充強化につとめていただきたいと思ふのです。

それから中小企業投資育成株式会社法関係ですけれども、通産大臣の承認を受けずに新株を引き受ける場合の新株発行後のその株式会社の資本の額の限度を一億円以下から三億円以下に引き上げる理由はどういうことですか。

○政府委員 投資育成会社法を施行いたしました後におきまして、東京、大阪、名古屋等におきまして株式の上場基準額というのが相当引き上げられたわけでございます。現在東京、大阪が最低三億円、名古屋が二億円というふうな水準に上がったわけでございます。そこで一億円までというふうな考え方ではどうも実態に合致しなくなつてまいりました。はつきり申しまして、投資育成会社法というのはやはり上場を一応の中心的な目標にしております。まあかなり中堅規模以上の中小企業をより育成強化するというのが目的でございますけれども、今後はやはり三億円程度までは当然にこれとできるというふうな形に改めませんと実態にそぐわないであらう、こういう判断から、今回の定義の改定の一環といたしましてこの法律の改正も御審議願うことにいたしました次第でございます。

○近江委員 次に、中小企業の海外投資の促進を今後どのようにやっていくのですか。

○政府委員 現在まで約四百件強の海外投資が中小企業によって行なわれております。単独のものもございまして、商社等との協調の形もございまして。ただ、今後の海外進出につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、やはり国際化の中の中小企業というものを考えますときに、なるべく相手国への経済協力の趣旨にも沿うような形で中小企業の進出というものを、国も積極的に助成をすることが必要であると考えております。このために、四十八年度からは、御案内のように金額はまあ四億円程度でございますけれども、新しく予算を通産省に計上いたしましたして、海外貿易開発協会を通じて無利子の融資を行なつて助成するという制度が発足したわけでございます。一般的には会議所等を通じて中小企

業の海外のこういう投資計画についての相談でございますとか、調査であるというふうな事業を行なわせておきまして、これに対する補助も従前からございまして、やはり投資のための相当長期低利の融資の原資を今後大幅に拡充することと、海外進出のための指導機関に対します助成を一層強化するということが予算上の措置の眼目にならうかと思ひます。

同時に、やはり相手国であるLDC諸国も経済がだんだん伸びておる国もございまして、導入業種について国内での一定の部品の調達なり効用なリについて注文をつける、要望をするという政策が次第に行なわれつつありますので、そういう外国側の事情も公の立場で国がよく調べて、的確な情報を中小企業に即時流していく、指導もする。場合によつては相手国政府との折衝も必要になりましよう。こういう形での助成というものを幅広く行なつていく努力が必要であらうと考えております。まして、中小企業庁といたしまして、従来この面の行政はどちらかといへばまだ手薄でございました。今後この方面にも、わが庁といたしまして十分体制も整えて努力もいたしたいと考えております。

○近江委員 それから非常におくれておる対策として、事業転換の対策というものが非常におくれておると思うのです。こういう点は中小企業庁がもっと真剣に取組んでいかないとけないのではないかと。非常にたまたまたしておるようには思ひます。これについてどういうように長官は考えていますか。

○政府委員 事業転換というのは中小企業自体に相当積極的な意欲を燃やし、努力をする段階に入つてきておるわけでございますが、やはり国として今後重点を置くべきだと考えられる点は、的確な指導を行なうという点と、それから事業転換を実際に行なう中小企業に対しての金融、税制上の助成措置を格段に整備強化する、この二点であらうと存じます。

第一点につきましては、やはり今後は知識集約化の方向での転換ということが主眼でございます。その中で、通産省といたしましては、目下各審議会等におきまして今後の産業の知識集約化の方向づけについて業種別にもいろいろ検討に入つております。中小企業分野につきましても、中小企業近代化審議会の場合もございまして、私どもは、今後そういう場も活用しながら業種別の問題についてもひとつビジョンを出すというふうな努力をし、これに基づいて的確な前向きな指導を行ない得る基礎を固めたいと考えております。

第二の財政金融措置につきましては、御案内のように事業団を通じて設備廃棄の無利子融資等もございまして、あるいは中小公庫なり国民公庫を通ずる個別の企業に対する融資もございまして、いずれもまだ私どもはその融資率なり期間なり金利なりについての一そうの改善が必要であると考えておりました。今後この問題につきましましては、当面の問題として輸出産地の転換という大きな問題も控えておりますので、現在行なつております輸出産地の転換計画の調査が終わり次第、この問題をひとつ契機にいたしまして、制度の改善という点について財政当局と折衝をいたして実現をいたしたい、かように考えております。

○近江委員 この中小企業者の定義につきましまして、アメリカの場合はよりこまかい業種ごとに定めておるわけですが、わが国としてはこういうアメリカの考え方等についてはどう思ひますか。

○政府委員 アメリカでは、私もあまり詳細には実は存じないのでございますが、たとえば製造工業について言つと、一応二百五十人程度でございますが、それ以下は全部中小企業、それからあと、それをこえて千人までの従業員数の範囲で、これは数十と申しますか数百と申しますか、非常に細分された業種ごとに、これは四百人、これは八百人、これは六百人というふうな政府の告示で定められておるようでございます。その告示が印刷物でも数ページにわたつておるというふうな複雑さでございます。わが国とはおおよそ様子が違つておる

ようでございます。

この点につきましては今回の中小企業政策審議会でも議論のあったところでございまして、アメリカの中小企業政策は日本のように予算、財政、税制、法律というふうないろいろな制度であるのと、官公需の關係が独禁法の關係もあつて相当アメリカ政府では従来から力を入れてきておるといふふうな歴史もあるようでありまして、したがつて、業種別といひますか、商品別に相当きめこまかく研究してやつておるという特殊事情が実はあるのじゃないかと判断されるわけでございます。

わが国の場合には、いろいろな施策がございまして、施策相互のやはり一体的な、有機的な関連といふものもございまして、これはやはり実際の施策運用にあつた明瞭であり単純明快であるといふふうな基準が行政上最も望ましいといふこととで、ひとつ格差の指標という意味から全業種を通じて資金なり従業員で簡単にきめまして、どうしても必要がある場合には政令でまた特例を開いていく、こういうたまたまを従来からとつております。今回も審議会ではいろいろ議論がございまして、たまたまとしては従来のものであつていくのがわが国の実情に最も適しておるだらうというふうな一応の結論になりましたので、今回はそこまですべておらないわけでございます。

ただ、この問題につきましましては、外国の事情もいろいろ今後とも引き続き調査をし、勉強をいたしたいと考えております。

○近江委員 時間がありませんからもう終わりたいと思ひますが、いま非常に週休二日制というところがいわれておるわけですが、中小企業における週休二日制の実施については、政府としてはどう考えておるか、その考え方についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員 この十一月末の閣議決定で、雇用対策基本計画というものが定められております

が、その中に、政府一体としての考え方が明快に示されております。

それは、かいつまんで申しますと、中小企業に

ついてもやはり人間尊重社会への適応という意味

で、こういう点での努力というものは当然に必要

であるけれども、中小企業の場合には産業の実情

に応じ段階的に推進すべきである、特に中小企業

については早急に実施することは困難と考えられ

るので、今後五年間の計画期間というものが定め

られたわけでございしますが、その期間中には完全

な週休二日制のほか、たとえば隔週または月一回

の週休二日制なども含めて、何らかの形の週休二

日制が一般化することを目標に、政府としても指

導を行なう、同時にやはり中小企業では格差がこ

ざいしますので、企業としても成り立っていく、こ

ういうことができるように生産性の向上がはかれ

るように今後一そう中小企業施策の拡充をはかる

べきである、かような決定がなされております。

この点につきましては、今後の中小企業政策を推

進する上でも非常に大きな問題になってまいると

思いますので、指導はもちろんのことでござい

ますが、特にこれが企業が受けとめられるよう

にする前提条件の整備、これに私どもは政策面で

十分配慮いたしたいと考える次第でございします。

○近江委員 最後に、大臣にお伺いいたしますが、このように今回のそういう改正に伴いましてますます政府としても中小企業に力を入れていくこととなさると思うのですけれども、いつも答弁では一生懸命やるといふことをおっしゃっておられるわけですが、予算面等で見ますと、全体の総予算の中で占める中小企業対策費のパーセントというものはいつも変わらぬわけですか。こういうことであつては、幾ら施策があつたとしても名前だけである、中身がなかなか実情に合わないというのを脱し切れないと思うのです。そういう点で、八月はいろいろまた政府としても予算の骨格にもかかられるし、また年末にはほぼ決定になるわけでありますけれども、少なくとも中曽根大臣がおられる以上は、中小企業のそういう予算獲得についても、

いよいよ八月が近いわけでありまして、大幅に今後は獲得してもらう必要があると思うのです。そういう点、今後の大臣のそういう決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○中曾根国務大臣 いま随時御質問いただきまして、各般の法制があるわけでございしますが、必ずしもうまく機能している状態にないのはなはだ遺憾でございします。本年度の予算につきましても大いに努力したのでございしますが、経営改善資金のほうにかなりワクをとられまして、そのために期待どおり十分にほかのワクをとることはできなかつたことをはなはだ残念に思います。来年度の予算編成にあたりましては、この八月の概算要求のときから、その点については大いに改善して努力していきたいと思つております。

○近江委員 終わります。

○稲村佐二委員長代理 午後一時五十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十七分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。玉置一徳君。

○玉置委員 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず、五千万円を一億円に、それから人数はそのままでありまして、時代の変転に伴いまして、資本金を一億円に改めることのほうがより実態にそぐうという意味でこの法案を出したくなったことはよくわかりますが、全般的に零細な中小企業と申しますか、零細企業に対してあたたかい金融その他の措置がうまくいっているかどうかというのを心配するわけであります。その意味におきまして、中小企業の資本金別、それから従業員等によりましての規模別企業数の

パーセンテージがわかりましたら、それが全体に占める割合がどの程度あるのかということをお伺いし、当局のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員 お答えいたします。

製造業について申し上げますと、中小企業とい

うものが九割以上を占めておられるわけでござい

ますが、その中小企業の総数が七十四万一千二百、約七十四万ございします。その中で、いわゆる個人、これが四十七万五千九百九十一となつておりま

す。この個人は、当然のことでございますが、従業員数が非常に少ないわけでございします。それから、法人が二万六千五百五十九となつてござい

ますが、資本金五千万円をこえます法人中小企業は六千二百程度でございします。したがしまして、ほとんど

の中小企業は、資本金が現在ではまだ五千万円以下のもので多いわけでございしますけれども、五千万以下であつたものが、その後の増資等によつて

順次ここへ上がつてきておられるというものがあ

つてございします。

そこで、規模をわかりやすく申し上げますために、個人、法人を通じて、従業員の規模別の構成比で申し上げますと存じます。個人、法人を通じて従業員数が五十人以下の製造業が九十六

％でございします。五十人から百人までが二二

％、それから百人一三百人が一・三％、三百人をこえておりますのが〇・五％と相なつております。これをもちまして、零細な製造業が多い。九十六

％は五十人以下の従業員というところでござい

ます。それから、今回定義改定の対象になつております卸売業について申し上げます。中小の卸売業は全部で約二十九万ございします。正確に申し上げますと、二十八万九千四百七十でござい

ますが、そのうち個人は十三万六千四百二という

ことで、半分を若干下回っているものがやはり個人でござい

ます。製造業よりは個人は少のうございします。それから、法人はこの差額でございまして、十五万

三千六十八と相なつております。卸売業は、業態から申しましてやはり法人形態をとつておるもの

が比較的多いのでございしますが、やはり個人が相当ある。特に資本金規模別で見ましても一千万から三千万というところ、それから三千万円超とい

うものを合計いたしますと約一万八千くらいござ

います。資本金規模でも製造業の場合よりは比較

的大きいものが卸売業ではございします。ただし、これをまたわかりやすくするために従業員数で、個人、法人を通じて構成比を申し上げますと、卸売であつても五人以下の従業員のものが約六四％でござい

ます。それから、それ以上五十人までの従業員とい

うものが三三・五％ございまして、五十人以上のものが二〇強というところに相なつてお

ります。

次に、小売業について申し上げます。小売業は百八十八万ございしますが、ほとんどが個人でござい

まして、百六十八万四千四百七十八というものが個人になつておられて、これはほとんどが五人以下でございします。それから法人でござい

ますが、これは十九万七千というところで、百八十八万に對しましてせいぜい一割強というところでござい

ますが、一千万円未満のものがほとんどでござい

ます。従業員数で申し上げますと、当然のことござ

いしますが、五人以下の零細なものの占める比率は非常に高いのでございまして、五人以下が八

一％、それから五十人までが一・七％で、ほと

んど全体である。百人をこえる小売業というのはほとんどないということが申し上げられると思

ひます。

以上でございします。

○玉置委員 ついでにお伺いしたいのですが、中小企業金融の中核である政府三機関のいままでの貸し出し実績でございしますが、資本金別でも

こうです。従業員規模別でもつけようですから、どの階層がどの程度借りておるか、利用しておるかということがわかりましたらひとつ御報告をいた

だきたい。

○政府委員 まず国民金融公庫について申し上げますが、資料の関係で従業員規模別に申し上げます。五人未満の事業者に対しまして貸し出しの金

額でございますが、四〇・一％でございます。それから十人未満でつてみますと七〇・一％に相なります。ですから六人から十人まではこの差額の約三割というところでございます。それから五十人未満というところでつてみますと九八・六％でございますので、ほとんどすべての資金を五十人未満、とりわけ十人程度以下の人に運用しておることが明瞭でございます。

次に、中小企業金融公庫でございます。これは長期の設備資金を融資いたしますので、若干趣を異にしてありますが、やはり運用上留意いたしておりまして、三十人以下で切つてみますと、金額で四三・四％でございます。百人まで上げて切つてみますと七九・三％、約八割でございます。それから三百人まで上げて切つてみますと九七・一％ということになっておりまして、百人以下の製造業を中心に中小公庫も融資しておることが御了承いただけるかと存じます。

それから商工中金でございますけれども、これはちよつと資料が不備でございます。現在統計がございせん。調べるといたしますれば、これは組合金融でございますので、融資しておる先の組合の構成メンバーがどうなつておるかというところを悉皆調査をして分類してみようということに相なりますが、これは後日私も作業につとめまして、あらためて御報告させていただきますと存じます。

○玉置委員 以上規模別の問題と、それから金融機関のこれに対する貸し出しの実績をお示しいただいたのでありますが、なお一般市中金融機関等を考えますと、同じような方向よりは若干違った傾向を示しておるのじゃないかと考えられます。こういう点から考えまして、時代に即応して中小企業の定義、ワケというものを五千万から一億円にすることは非常に望ましいことだと思つておりますが、依然として零細な中小企業、零細企業が非常にたくさんある。これに対する近代化資金等のこれからより一その充実が望ましいんじゃないだろうかということが考えられますので、特段にこ

の点を御注意いただきまして、ある意味では、そういうものに特別の金利等の配慮を将来考えていただくなければならぬじゃないだろうかというように感じすらいいたすものであります。いまお話を聞きますと、国民金融公庫はその性格上特にそうでありまして、中小企業金融公庫等も、それなりに零細規模の諸君にも十分貸しておるようには思ひますけれども、統計と実態とまた若干様相の違ふことも考えなければならぬんじゃないかというようにも考えられますし、特段に今後とも御注意をいただきまして、零細企業の金融につきまして同時にひとつ十分の御配慮をいただきたいということを希望しておきたいと思ひます。

そこで次に参りたいのですが、物価問題に端を発しまして、金融の引き締めというものが数次にわたつて行なわれております。つまり公定歩合の引き上げは三回やられました。日銀の準備預金の引き上げは二回だったと思ひます。そのほかにも特別な業態を指定して二回ほど行なわれておりますが、これは必ずしもこの政策だけでやれるというふうな感じはいたしませんけれども、それにしても、このことも必要でございますので、そこで問題は、金融の引き締めをいたしますから、今度は金融機関の貸し出しの引き締めも勢ひ強まつてござるを得ないと思つておりますが、それにつきまして中小企業に不当にしわ寄せが来ないかどうかというところを前からこれはどなたも心配しておいでになるところであります。三機関の貸し出し実績及び申し込み件数のでき得れば対前年比というふうなものをもしもお調べがございましたら御説明をいただきたいと思つております。

○莊政府委員 金額ベースで三機関に對します借り入れ申し込みの対前年比の数字を申し上げますと存じます。

三機関合計で、これは五月の数字でございますが、五二・二％の申し込み額の増加と相なっております。ただし、これにはドル対策融資も含めておりますので、昨年五月には実はドル対策融資は終わつておりまして、ことしだけ入つておりますので、そこを調整いたしますと三〇・四％伸びております。ことしの三機関に對します年度当初の予算策定時の財投貸し出し計画の伸びは約二〇％でございました。例年よりは上げておつたのでございまして、今後もうこういう趨勢が続くいたしますと、明らかに相当申し込みがワケに對して多いということになる趨勢が見受けられる状況になつてきております。

○玉置委員 それは五月の数字ですが、その前後も大体そういう傾向にあると見てよろしいか。

○莊政府委員 ことしの一、二月はさほどのことはございせんが、大体四月ごろから上がつてきておるといふことでございまして、六月の数字はまだでございますが、当然これ、ないしこれより上の数字になつておる可能性が大きいと判断しております。

○玉置委員 そこで、いまもお話ございましたが、ついでにドル対の緊急融資でございますが、二千二百億円だったと思ひますが、その申し込みと貸し出しの実績を一緒に御説明をさせていただきます。

○莊政府委員 ドル対策の緊急融資は、六月末までの実績で申し上げますと、申し込みが二万七千六百六十六件でございます。これに對しまして貸し出し実行済み額は、六月末で一万七千六百三十五件、金額で千四百二十九億円でございます。したがひまして、二千二百億のワケに對しましては約千四百億円でございますから、まだ相当額残つておりますが、すでに申し込みが貸し出し済み件数よりも一万件多いという状況でございます。その後、この審査を急ぎまして実行いたしておりますので、近い将来、この二千二百億のワケ全部消化をする、こういう状況にならうかと存じます。

○玉置委員 そこでただいま御説明をいただきました金融引き締めによりまして中小企業への不当なしわ寄せ——不当か何か知りませんが、しわ寄せ、それからドル対の融資の不足というものについて何らかの措置を講ずるおつもりがあるかどうか、大臣から御答弁をいただきたいのです。

○中曾根國務大臣 中小企業に對する金融につきましては、このドル・ショック以来鋭意力を入れておりまして、二千二百億円の緊急融資を三機関を通じて行ないました。自來傾向を見ておりますと、需要はございまして、それほど飛び上がった強い需要が特に起きているという情勢ではございせん。しかし、最近に至つてようやく輸入の情勢がきびしくなつて、物価問題、資材問題等もありまして、倒産件数が少しふえてくる気配があるものですから、特に注意をいたしまして、融資については万全を期して、もしそのワケで足りない場合には、先に消化してよろしい、十二月のほうはわれわれのほうはさらにワケを取る、そういうことも言わしております。

○玉置委員 もしもワケが不足するような場合は、十二月に当然追加のワケをこしらへなければいかぬから、その意味で若干先食いをしてもよろしい、こういう意味だと思ひますが、それでよろしうございせんか。

大臣に先に歸つていただく意味で、公取を飛ばしまして、この中小企業基本法の一部改正等に関連いたしまして、官公需を中小企業に振り向けるということが、どのように實際行なわれておるか、かなりの実績をあげておるかどうか、当局からひとつその実績を御説明いただきたいのです。

○莊政府委員 官公需の金額は、予算規模の拡大に伴ひまして、当然に国、公社、公団ともふえてきておるわけでございます。

数字を若干申し上げますと、四十一年度は官公需総額が一兆八千八百五十億円、うち中小企業向けの実績が四千八百九十一億円ということに相なつておつたのでございまして、四十一年度は、官公需の総額は全体で三兆四千五百八十億円でございます。これに對しまして中小企業向けの実績は九千八百八十一億円でございます。二六・五％が中小企業向けという実績でございます。四十一年度の実績では二五・九％ということになつておりますので、若干比率は上がつておりますが、ほぼ

横ばいの状態と言えらるかと存じます。

それで、四十七年度の官公需につきましましては、目標といたしまして一兆一千億円、官公需総額に對しまして二六・八%というのが昨年の八月に閣議で定められておりまして、現在までその方針で運用してまいつたわけでございます。実績につきましましてはまた各省からの資料がそろつておりませんが、今後とも予算が相当ふえますので、当然増もございまして、やはり工事でございますとか、物品の調達等につきましまして各省でございまして、官公需総額の伸びも相当あるけれども、その中で中小企業向けの分を従来以上にふやすように、いまこししの四十八年度の官公需予算についての作業を進めておるところでございます。

○玉置委員 この法案に関連いたします投資育成会社の実績をお尋ねしたいのです。と申しますのは、私、投資育成会社というのは一体どういうことをやっていると申して、七、八年前でしか、大阪の投資育成会社に実際に教えてもらいに参りました。そのときに事業そのものは通産省の直接やるほどの仕事かどうかと思つて行つたのですが、ただ責任者のあまりにも熱意のあるお仕事ぶりに感心いたしました。実際の勉強に実はならなかつたような感じもしたらしく一生懸命におやりいただいております。その後、こういうものが一体法律が所望しておるような域に実績があつていつておるかどうか、ついでに御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員 三十八年度発足以来ちようど十年でございますが、その間の株式に対する新規投資が件数で三百七十四件、金額にいたしまして百一億三千三百万円でございます。それから転換社債の取得は二百二十四件、五十九億五千万円でございまして、合計いたしまして件数で六百十八件の百七十一億三千四百万円となっております。このほか、すでに投資をいたしました企業への再投資というものが当然あるわけでございます。これが累計で二百九件、二十六億円に相なっております。以

上の両方を合計したものが総実績になります。件数は総計八百二十七件、百九十七億三千六百万円というのが従来の実績に相なっております。

○玉置委員 大臣御多用ですからお帰りのいただきましてけっこうでございます。

公取委員会に御質問を申し上げたいのですが、下請代金支払遅延等防止法の運用でございまして、どのような調べ方をしておいでになるのか、統計として出てきておるのはどうであつて、それは実態としてどういふ調べ方をしておいでになるか。その調べ方と、現在そういうものが不当に行なわれておる件数等の実態とその調べ方、それをお教えいただきたいのです。

○吉田(文)政府委員 下請法に基づきます支払遅延等の調査の方法でございますが、これは大体毎年定期調査というものと、特別調査というものを親事業者に対して行なつております。そのほか、下請事業者に対して特別調査を実施しております。まず第一には、定期調査におきましては書面による調査をやつて、疑わしいものについては、これは検査対象といたしまして立ち入り検査等を行なつております。立ち入り検査の結果、違反がはつきりいたしますと、これは法律上の勧告を行ない、違反勧告なものには行政指導によつて支払い遅延等を是正させるというやり方をいたしております。

調査の施行状況でございますが、この下請法の運用は公取と中小企業庁で協力をいたしまして協同でやつておるわけでございますが、昭和四十七年度におきまして、公取では八千七百五十一の親事業者に対して書面調査をいたしまして、そのうち勧告をしたものが四十一、それから行政指導によつて支払い遅延等を是正させたものが四百八十五、合計五百二十六に対して措置をとつておるわけでございます。

○玉置委員 書面によりますということとは、歩み、両建てでも同じでありますけれども、親企業と下請の企業に對しまして手紙を郵送して、それで返事をもらつておいでになる、それは支払いの遅延はございませんかと、そういうことなのか、何月何日現在のどういふような支払い状況になつておるかということですか、どちらでございましょうか。

○吉田(文)政府委員 それは支払いの遅延はございませんかとということではなくて、具体的に数字を出させまして、支払い状況を具体的に調べているわけでございます。

○玉置委員 私たちが歩み、両建て等で中小企業の事業場で聞きますと、皆さんから御報告を受けるのとは若干数字が合点がいかないような感じのするものもありますので、ひとつ今後とも全般に詳しくということではできぬだろうと思ひますけれども、毎年一つの抽出するものをつくつて、実態調査も無差別にやつていただくようなものも、人員等の関係もありまして無理は言えませんが、ひとつそういうお調べをいたしたいとお考へいただければありがたいと思ひます。

そこで、これは同僚議員から質問があつたと思ひますが、ありましたら返事は非常に簡単でございますが、今回の下請代金法の改正に際しまして五千万円以上と一億円との間が親と子になることがあり得るわけであります。五千万円をこえて一億円以下の親事業者に対して一千万円をこえて五千万円以下の下請企業がございすときに、どのような形で今後行政指導なり何かなさるのか、この点お伺ひしておきたいと思ひます。

○吉田(文)政府委員 お答えいたします。今回下請事業者の範囲が五千万円以下から一億円というところに引き上げられました結果、従来保護を受けておりました五千万円以下の下請事業者で五千万円超一億円以下の親からの下請の保護者がなくなるじゃないかというおそれがございまして、それにつきましては、もう前にもお答えをいたしましたけれども、一体どれくらいのものか、しつと寄せを受けるのか、実態調査をいたしました。それは資本金一千万円超五千万円以下の事業者のうち

で下請取引を行なつておるもの六百五十三社につきまして、昭和四十七年十二月末の時点で調査をいたしましたところ、資本金一億円超の事業者と下請取引の比重が著しく重なり、つまり一億円以上から下請を委託されている、製造委託、修理委託をされているものの数が大部分である。と申しますのは、いま申しました五千万円以下の事業者については調べた結果では、資本金一億円超の事業者とだけ下請取引をしている者が三百二十四社、資本金五千万円超一億円以下の事業者とだけ取引をしている者が二百二十二社でございます。以上申し上げました双方の事業者と下請取引をしている者は三百七社でございますけれども、その下請依存度と申しますものは資本金一億円超に対しては五七%、資本金五千万円超一億円以下に対しては一六%という数字でございまして、五千万円超一億円以下のものにつきましましての比重が非常に少ないといふことでございます。ただ、少ないからといって抜けるというのには非常に問題でございますが、この点につきまして、その抜けたところにつきまして不正取引、いわゆる優越的地位の乱用行為があれば、これは独禁法の一般指定十号によつて規制していくということでもカバーできるというふうに考へております。

○玉置委員 それから中小企業の問題に関係しますから、くだいようですが、お聞きしておきたいのです。

先日同僚議員からたびたび質問のありました百貨店の派遣店員のことで極力努力しますというお話でしたが、その間に百貨店の各社から、自主的に五年計画でこういふふうにしたと申すとか、いろいろ出てまいりました。公取の権威というところとは非常におかしいのでございまして、やばい公取はすぐどうしろといふこともできないと思ひますけれども、何らかの目標をこしらえて、行政指導すべきじゃないだろうかという感じがします。公取は、質問はじゃんじゃん出る、努力いたしますといふことはしよつちゅう繰り返しておる。その間にひとりでは自主的なものが出て

いく。けっこうなことかも知れませんが、やはり何らかの措置が要るのじゃないだろうか。

なお先般もお話があり、新聞にも載っておりまして、きょうまでいろいろな意味で、公取の存在を軽んじられるような現象が起こっております。それにつきましては、今後は厳重にやりますというふうなこともおっしゃっておりましたが、承るわけでありまして、いまの百貨店の派遣店員の問題とあわせて、従来のものをどのような形で取り組んでいくの、ということ、できますればはつきり意思表明をいただければと思います。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。

百貨店の派遣店員の問題につきましては、この前に実情を申し上げたわけでありまして、昭和二十九年に百貨店の特殊指定がございまして、原則として手伝い店員は不正な取引方法として規制されております。それから自來手伝い店員の実情を再三調査いたしまして、業界の自主的な改善努力を促してきたわけでありまして、なお問題がございまして、そういうわけで、四十五年の十一月に、百貨店業者に対して、改善しろということ、強く警告をしたわけですが、それから以後三回にわたって、各百貨店業者から改善計画書を提出しまして、改善方を指導してまいりました。しかし、まだこれで問題が解消したということとは言えませんので、公取としては今後さらに百貨店に対して強力に改善指導をいたしまして、その違法な手伝い店員は廃止させるという方向で、一段の努力を払ってまいりたいと考えているわけでありまして。

○玉置委員 この間もそういうお答えをいただいたのですが、二五%でしたか、何か前年度比一%ほど下がったような統計をいただいたように思います。だから、違法なものが横ばいであるということ、これは言えると思うのです。人数はふえておるでしょうから、しかもこれは平均でありまして、あの新聞報道を見ておると、やはり自衛

してやろうと思うところはやっておるというふうなところを見ますと、やらないところは、あるパーセンテージよりもはるかに多いパーセンテージのものがあつておると思います。その中には、やはり不公平があるんじゃないだろうか。積極的に自主的にああいうふうなやろうという姿勢がわき出ているときにあわせて、ある程度若干の時間をかけてあげておやりなすつたほうが、その中で、ほか

がやらないのに、やるものだけが損するということ、これは大事じゃないか。だからひとつ、違法なものですから、努力をいたしますということばかり、いつまでも言うておるのじゃないか、この機会をはずしては、できにくいと思う、こういう意味で、もう少し前向きにお取り組みなすつたほうがいいのじゃないだろうかということ、言うておるのですが、いかがですか。

○吉田(文)政府委員 確かに申し上げるとおりでございます。いま抜本的な改善策というものを考えております。これはいつまでもいままでのようなやり方を続けていって、根本的な解決には遠いんじゃないかと、根本的な解決には遠いんじゃないかと、これは至急、非常にいい機会でございますので、これは至急、こういう改善策を立ててまいりたいというふうに思っています。

○玉置委員 それはそれでよいとして、この間からの物価問題につきまして、前向きに取り組みたいのだというふうな意思表示が違う形で出ておつたと思うのです。つまり協定の、再三勧告したにもかかわらず、そのことが違った形で行なわれておるものが往々にしてある。いままでは勧告のしつぱなほうに、そのことはなかったけれども、いざばそういふ形であつたけれども、今後は勧告をして起訴するぞ、起訴するぞというのですか、何というのですか、立件するぞというのか、わかりませんけれども、そういう取り組み方によつていきな、いままでは、ある意味では慎重にかまえておつたけれども、これからは積極的に取り組んで

いきたい、こういうような新聞発表があつたように思いますが、一体、どういふことを、どのようなお考えになつておるかを最後にお伺いして、質問をやめたいと思います。

○吉田(文)政府委員 それは、この前、委員長が記者会見で申し上げたこととございまして、たとえば違法な価格協定というものが、それが違反であるという審決を受けたが、どうも再三再四繰り返されてきていて、こういう場合に、また審決を出して、そういう協定を破棄しろというだけではきわめて手ぬるいんじゃないか。だから、委員長の申されたのは、短い期間内に再三再四、三回とか四回以上繰り返されるといふようなものに対しては告発も考えていくべきじゃないか。

さらに、その協定破棄だけではなくて、破棄されたあとの事後のフォローを十分にやつていく。つまりどういふ価格でその後売っているかというところを報告する、つまり事後監査を強化していきな、いというふうなことを申し上げたいと思つて、大体そういう方針でもって公取としては進むというふうにいたしておるわけでございます。

○玉置委員 物価担当としては専門の物価調査官等ができたわけでございますので、またそのうらはらとして公取が十分しかも迅速に果敢に活動していただくことが、あわせて物価問題に大きな効果を発揮するんじゃないか、こういう感じもします。で、今後ともほんとうに前向きと申しますか、積極果敢な活動をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○浦野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 いま質問が重ねられたようでありますが、松尾信人君、投資育成会社にしまして二、三お尋ねしたいと思つてます。

これは非常に素朴な質問でありますけれども、中小企業投資育成株式会社法、このような法律を設けて、そして東京、名古屋、大阪への投資会社をつくつた。三十八年にスタートしたわけでありまして、その目的、これをまず伺いたいと思つてます。

○松尾委員 松尾信人君、基本法制定と同時に、投資育成会社法が施行されたわけでございますが、その目的は、中小企業の健全な成長発展をはかるという基本法の目的と全く同様の目的を持つておるわけでございます。そのためにいろいろな施策が必要でございますが、投資育成会社は、その施策の中でいわれる自己資本の充実をはかるという側面を担当して、こういう特別の会社をつくらう、政府も資金的な助成を行ない、これを通じて自己資本の充実を助成させよう、こういうことが目的でございます。

○松尾委員 それで、いろいろ投資の実績も累計で百七十一億幾らと出ておるわけでありまして、けれども、利用できない業種——これは業種が政令指定になつております。そういう指定された業種に対して投資をして助成していくわけでありまして、けれども、この資本金というものは大体どのくらいの会社で投資されておるわけですか。平均的にどのくらいございまして、代表的なものをおっしゃつてもけっこうです。

○松尾委員 投資育成会社が投資を始める際、の相手方の中小企業の規模というのは、いままでの実績ではたしか三千三百万程度という層を対象に取り上げて育てていくというふうなことに相なつております。

○松尾委員 中小企業は五千万以下でありますから、その限度内における会社への投資であります。三千三百万、これは大抵中堅企業どころをねらいにしておるというふうな感じられるわけでありまして、また、これが上場していく、相手をそこまで発展させていくというねらいが上場にあるということでありまして、これは間違いないと思つてます。

○松尾委員 主たる目的は仰せのとおりでございます。ただ、今回では、従来の一億ということでは、東京、大阪、名古屋で上場はもうできまふので、現在の上場基準である三億まで訂正をさせていただきたいという意味の改正案を提出いたしております。

○松尾委員　すると、基本法の改正で限度が今度は五千万から一億になるわけですね。そういうところに関連して、またいろいろこの法を変えていきたいという意図はあるわけですね。そこは了したいでしょう。ところで、そのように投資をして育成をしてきた会社が、こちらの期待といますか、そのように上場をしていくのだ、そこまで伸ばしていきたいというような期待に沿って投資後の会社の経営というものが向上してあるかどうかですね。その推移というものはどのようにならざるを得ないこととありますけれども、これは大体の傾向ですね。これは特別のものは言われないで、総体的な傾向をおっしゃってほしい。十年間の傾向ですか、経緯、そういうものです。

○政府委員　投資育成会社を十年やってまいりましたが、その間、再投資等も行ないまして徐々に増資の実をあげてきておられる例が多岐にわたってございます。一億円をすでにこえた資本金になっておられる投資先がすでに六十八件ございます。まだ上場になったのが一件もないという点は問題でございまして、今回の法律改正は三億円までは当然やれるということになりますし、それをこえましても、主務大臣の承認を受けて五億、六億ということが可能に相なりますので、近い将来次第に上場ということに踏み切る考えでございます。

それから、どういう成果をおさめてきたかという点に関連いたしまして、いままで五件でございまして、上場には至りませんけれども、当該企業もそれを望み、当該企業に対する金融機関とか取引先もそれを望んでおるとい場合には、ケース・バイ・ケースに実態をよく調査いたしまして、上場ではございませんが、つまり関連企業への、取引先への株の売却といえますか、投資育成会社は一応目的を達したので、関係の民間のほうにそれを肩がわりしていくというふうなこともあわせて行なう方針に実は切りかえております。これは実は従来の考え方でございます。五件

程度の実績がございまして、それで、機械関係とか金属関係あるいは繊維関係というふうなものが投資先のおもな業種の分野でございましてけれども、投資先企業の自己努力ももちろんございまして、それから投資育成会社の経営指導というものも実は相当やっております。

それから、増資効果も出まして、増資をしたことによって金融もつきやすくなったということ、いろいろな総合的な効果でございまして、現在投資先企業、これは転換社債を含めまして五百七のなかで一割以上の配当をやっておりますというものが七割くらいございます。ということは、相当数の企業が良好な安定した経営を目下得るに至っておりますという大体の目安として御了承いただければいいか、かように考えております。

○松尾委員　大体の傾向はわかるわけでありましてけれども、もうどうもこうもならぬというふうなものも出てきておられるんじゃないかと心配するわけでありまして、そういう事例はないか。

それから、すでに資本金が三億円をこえるようになったものもあるかと聞いておられるわけでありましてけれども、そういうことがあるかどうか。あるとすれば、そういうものが当初の目的である上場ができないというのには何かそこにわけがあるのか。

以上の三点でありますけれども、いかがでしょうか。

○原山政府委員　お答えいたします。

投資育成を進めました結果、現在二部上場の基準である三億円をこえる会社は九社でございます。このうちいろいろ投資育成、今後上場に適用するかどうかという審査をいたしまして、近く本年内には上場できるものが出てくるんじゃないかというふうな思っております。

なお、これまで投資先について非常に成績が悪くて倒産したというものはないかというふうなお尋ねが第二点だったかと思いますが、遺憾ながら投資先における倒産等による評価損を数えるものが四社ばかりでございます。金額にいたしますと五

千万円程度の評価損を計上した次第でございまして。

これまで相当時間がたつてまだ上場ができていないというのは制度に問題があるのではないかと、いうふうな御指摘が第三点だったかと存じます。一つは、法律制定時より上場基準が引き上げられてきたというふうなことでございまして、非常に小さい金額から三億まで持っていくのには非常にたいへんな時間がかかる。一般の二部上場になった会社等の一千万円から三億になった経過を見てまいりまして、大体十年以上かかっているというふうなことから考えましても、資本金をもう少し大きくしていくのはむずかしいというふうな点はあろうかと思いますが、今後コンサルティング等を充実しまして、育成に努力してまいりたいというふうに思っております。

○松尾委員　最近の投資会社の投資実績でありますけれども、四十六年・四十七年度は四十四年・四十五年度と比べて大幅に落ちていますね。ダウンしている。特に東京の育成会社は、四十七年度の当初の計画は十二億円、これに對しまして、実績が五億三千万円と、半分そこそこだという不振であります。これはどういうわけですか。特に東京だけでございまして。

○政府委員　東京について特段の特殊事情がそれほどあるわけではございませんが、三社を通じて、やはり四十七年という年はドル・ショック後の年でもございまして、四十六年は不況であつたわけでもございまして、設備投資もどうしても四十六・十七年を通じて中小企業では停滞がちになったというところが一つの大きな事情でございまして、四十七年の後半では未曾有の金融緩和ということもございまして、増資よりも借り入れというふうな形も採算上一時少し有利になりましたものですが、拍車がかかったかと存じますが、基本的に経済の大きなうねりが影響したというふうに考えております。

東京の場合には、ほかの名古屋、大阪と、これは程度の差の問題でございまして、特に設備投資

の落ち込みの大きかった重化学関係というものの対する投資需要が従来からも多うございまして。

それから投資先の実績でもさうようになっておりますので、そういう傾向がやや顕著に出たということかと存じます。業務の運営等につきましては三社とも懸命な努力をいたしておりますし、私どもも今後投資育成会社の機能の強化、拡充、充実ということには従来以上に努力する方針でござい

○松尾委員　この会社をつくっていくというのとは十年前の発想ですから、中堅企業を大企業のほうに仲間入りさせてやろうというふうなねらいが基本的だろうと思うのです。これは上を向く型、上方指向型、その政策の一つですね。でありますから、それはそれなりに意義がありますけれども、このようにいろいろな中小企業が非常に大きな環境の変化にいまさらされておられるわけでありまして、これを上ではなくて横型、中小企業そのものを発展または育成、助長していくというふうな投資の形態も考えられていいんじゃないか、このように思うのです。上へ向けての助成のための投資育成、これはそれなりに意義がありますけれども、やはり横へ中小企業としてではなくて、力の弱い部門、たとえばこちらからいえば知識集約化のいろいろの分野があります。そういう分野を開拓してやろう、また中小企業独特の専門の公害防除の設備が非常に不十分でございまして、中小企業からの公害というものがなかなかなくならぬ、そういう中小企業専門の公害防除施設を育成強化していく、ばくのほうからそういうことを言ったわけでありまして、何か横型に、そして中小企業全体が環境整備し、そしてともどもに、消費者とともに発展していく方向というものをさがされて、そして思い切ったそのような投資育成の施策を講ずるような考えはないのかどうか。これは長官答えられたあとに、また大臣もよくよくそこを聞いておられまして、お考えを聞いていきたいと思ひます。

○政府委員　御質問の御趣旨を取り違えており

ましたならば再度答弁をさせていただきます。

投資育成というところから、基本的にはどうして
も上場を目標にするということに相なりますの
で、最初スタートするときにはあまりに零細な中小
企業というものは、増資に伴う負担ということ
もございまして、小ぢんまり経営をしておる、基
礎固めをして次第にほんとうのスタート台につ
いていくという間の非常な小さな企業法人は、また
こういう機関からの投資ということが必ずしもな
じまない場合もございまして、そこである程度の規
模に達してきた中小企業がどうしても対象になり
ますが、その際に、先ほどから申しましたよう
に、いまの投資の先でございましてけれども、こ
れからの日本の中小企業を中心になって、付加価値
の高い、生産性の高いものをねらっていくとい
う業種としての電子関係でございまして、あるい
は精密な機械の部品であるとか、こういうところ
は相当な設備投資も要する。この設備投資の原資と
いうものは、借り入れも必要でございまして、や
はり借り入れ型では不健全でございまして、自
己資本の充実をはかる必要がある、こういうところ
につきましては、一つははっきり政策的な意図
をもちまして投資育成会社を指導し、育成会社も
長い目で見ればそういうところに最もウェイトを
置いてやってきたということは事実でございま
す。

今後いろいろな産業分野でそういうものがほ
かにもあるわけでございまして、今後の中小企
業がそちらの方向に重点を置きながら発展してい
くのが望ましいといったような分野への誘導も含
めまして、こういう投資制度というものの運用を
やっていく。あまりそれに片寄り過ぎますとまた
問題が生じてくると私は思います。いろいろな分
野で必要なものがあるわけでございまして、たと
えば政策的に四つなら四つ、五つなら五つとし
ばってしようというふうなことはあまり適当では
ないと私は思いますけれども、ある程度重点を置
きながらの運用ということは今後十分研究をい
たしたいと思っております。

○松尾委員 大臣のお答えになる前に申し上げる
わけでありますけれども、いまのお答えでは、い
まの法律を変えなくてはいかぬようになるかもしれ
ませんね。心配があります。ですから情報指向
型というものを今度横に水平型というふうなかつ
こうもできるのだ、そしてそこにいろいろ中小企
業関係の施策として開拓していく分野があるの
だ、そこも投資の対象にしていくのだというよう
に幅広くいまの法律の運用でできればけっこうで
あります。もしもいまの法律のたてまえをそのこ
とによってこわすということになりますと、法律
を改正するか別途のそのような育成会社をつくる
かということになるわけでありますけれども、別
途もなかなかたいへんだとすれば、簡単にどこか
触れたらこの情報指向型だけでなく横にもそれ
がどんどんいけるんだというふうなことが考えら
れておりますか。できますか。いかがでしょう。

○原山政府委員 お答えいたします。

投資育成会社のねらいは、先ほど長官から申
しましたように、資本金を充実しまして将来上場
のところで持つていくというのが本来のねらい
であつたわけでございまして、いろいろの経済情
勢等を考えまして必ずしも上場一本やりというの
はやはり問題であらうというふうな点等、最近の
事情を考慮いたしまして、できれば今後、上場と
いうかこうでなくて、安定株主を増やしていけ
ば結果的には自己資本の充実というふうなかつ
こうになるわけでございまして、今後会社が保有
する株式を金融機関とか取引先等に処分するとい
ういわゆる繰り上げ卒業方式を認めるというふう
なかつこうで運用することも考えてみたいという
ふうに思っておりますが、現在までこの方式で五
件の処分を行なつておるところでございまして。
○松尾委員 いかにしてもそのような方向を定着
させるようにやっていただきたいと思うのであり
ます。

それから、これは飛びますが、投資育成会社と
日本合同ファイナンスの間の相互の業務提携の問
題でありますけれども、このような動きがありま

すか。

○原山政府委員 お答えいたします。

日本合同ファイナンス株式会社は本年四月に野
村証券が中心となつて設立したいわゆるベンチャ
ーキャピタルの一種だというふうな存存にござい
ますが、同社設立時に東京投資育成会社に対して、
同社から今後相互に協力をしまして連絡を密にし
て中小企業の自己資本の充実に向けた旨、非
公式に接触があつたというところは事実であると聞
いております。ただ、両者の間に業務提携を結ぶ
とか、業務提携契約を結んで相互に実際上の業務
上の連絡を行なつてやるといふふうなことは全く
聞いておらないところでございまして。

○松尾委員 そうすると、そのような話が出て
おるんだけれども、だとすれば何を目的とし、ど
ういう理由でそのような話が持ち上がったという
わけですか。

○原山政府委員 私のほうで東京投資育成会社の
ほうに聞き合はしてみまして、この日本合
同ファイナンスもやはり中小企業の投資を充実し
ていく、いわゆるベンチャーキャピタルの一種だ
というふうな私、先ほど申し上げましたが、そう
いうかつこうでの会社である。東京投資育成会社
ももちろん中小企業の自己資本の充実によって将
来上場するところまで育てていきたいという使命
を持った会社である、そういうところで両社によ
く情報を交換して勉強し合おうじゃないかという
ふうな程度の話であつたと聞いております。

○松尾委員 お互いに情報を交換して、そして投
資した会を育成していくということであれば何も
問題にする必要はありません。何といつても法律
に基づいて投資育成会社でありますから、いわば半
官半民、まあ官というものが非常に強いのです
ね。政府の出資もあるわけでありまして、片や純
然たる民間企業。そういう会社が純然たる民間の
そのような企業というものと、目的は一緒であつ
ても、それが業務提携、また投資をともにしてい
くというふうなかつこうになりますとまずい点が
起こるのじゃないかということをお心配してこのよ

うなことを聞いておるわけであります。今後のあ
なたのほうの指導方針はどのようにこれを確立し
てやっていかれますか。

○原山政府委員 先ほど申し上げましたように、
同社が中小企業の自己資本の充実をはかるために
相互に連絡を緊密にしていくということ自体は必
ずしも否定すべき問題とは思わないこととござ
いまして、投資育成会社自体、先生おっしゃいま
したように半ば公的機関でございまして、中立性
がなければいかぬ。一方、聞くところによりま
す、合同ファイナンスは野村証券という特定の証
券会社の系列に属するところだといふふうな聞
いておりますので、相互に連絡、交換するといふ範
囲でなければいかぬ。業務提携を、
相互に仕事を分け合うとか、あるいはその提携に
基づきまして、会社を引き受けたあとこちらへ回
すとか、そういうふうなことを提携上やっていく
ということとは、中立性の点で非常に問題だとい
ふふうに思っておりますので、さようなことがあれ
ば厳重に監視してまいりたい。いま全くそういう
点はない、事実無根だといふふうな私ども聞いて
おりますが、もしそういうことがあれば厳重に監
視してまいりたいといふふうに思つておるところ
でございまして。

○松尾委員 妙なつながりがあつてはいけません
ね。でありますから、この東京なら東京の投資育
成会社、その株主が野村証券であるというつなが
りは全然ありませんか。

○原山政府委員 東京投資育成会社の株主に多く
の証券会社が入つてゐることは確かでございます
が、特定の証券会社が特に多く株を持つておると
いふふうな点はございせん。
○松尾委員 大臣にお答え願ひたいのであります
けれども、昨日の私の質問に対して長官から
お答えがあつたのであります、それはいまの中
小企業の金融の借り入れ残高の問題であります。
総額は四十五兆円とお聞きしたわけであります
が、その中で政府の三機関が一〇%貸し付けてお
る。それから民間の中小企業専門の金融機関、相

互銀行なり信用金庫、そういうものが三五%貸し付けておる。四十五兆円のその残りの五五%は都市銀行であり地方銀行が貸しておるわけですね。中小企業専門機関という相互銀行なり信用金庫、それが三五%あるわけでありすけれども、政府が力を入れておる政策金融としての三機関がわずかに一〇%にすぎないという答へであつたわけでありす。ですから、この点は非常に力を入れておるわけが、これはよくよくしつかり財投問題等をやっていきたいと思います。そういう点から零細な中小企業の方々がなかなか金が借りがたい。現実には非常に改善されておりますけれども、なかなかむずかしい点が多々あります。製造業で申しますれば、事業所数で中小企業が九九・五%を占めておる。卸、小売が九・三%を占めておる。サービス業では九八・九%を占めておる。それから従業員は八百六十七万の従業員がおります。卸、小売については八百六十二万人の従業員がいらつしやる。サービス業では三百六十六万人いらつしやる。全中小企業で二千七百二十万人の従業員がいらつしやるわけです。そういう人々に対する零細な金融というのは、やはりこれは都市銀行とか地方銀行ではいけない、何としても政策金融といたしまして、国民金融公庫を中心がっちり守つていかなくちや相ならぬ、このように思ひますが、総額に対するわずかに一〇%、そのくらいしか政府の三機関で占めておるにすぎない。中小零細企業に力を入れていくとおっしゃいますけれども、そういう面からいけば、これはあまり力を入れていないんじゃないかという証拠があるわけでありす。この点を最後に大臣から聞いて私は質問を終わりたいと思ひます。

ただ、聞いてみますと、中小企業の中でもわりあい大きいほうあるいは中くらいのほうは、地方銀行や相互銀行のチャンスが多いようでありまして、その比率は非常に大きいようでありす。零細になると政府関係機関にたよる率が大きくなつてきて、特に国民金融公庫等はほとんど協調融資でなくして単独で融資しておる。そのほかに信用保険の制度もございす。そういうことで、零細のものは国民金融公庫を中心にしてわりあいに密度が濃くなつておるということでございます。

○松尾委員 以上で終わります。

○浦野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○浦野委員長 速記を始めて。

中村重光君

○中村(重)委員 出席が非常に悪いようですので、もつと委員の出席に委員長の特段の配慮をひとつ要請いたします。

法案に入ります前に通産大臣にお尋ねをいたしますが、昨日、一昨日の二日間、日米の経済合同会議が持たれたわけでありす。今回の会議は、伝えられたように通商政策の第二ラウンドの問題が中心であつたと思ひます。また、流通産業の一〇〇%資本の自由化という問題が小売業の自由化という形になつてまいりますので、中小企業に及ぼす影響というものも非常に大きいわけでありす。いろいろな問題が議論されたようでありす。なかなか通商問題が中心でなかったか、新聞もそのように伝えているようでありす。したがつて、大臣から詳しく昨日並びに一昨日の会議の模様、今後それが日本の経済に、通商政策あるいは通貨政策にどのような影響を及ぼしてくるのか、首脳会議に備へての経済合

同会議でもあつたわけでありすから、今後の非常に重要な問題点が私は今回の会議にあつたと思ひます。それらの点について通産大臣からひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 日米経済関係会議は月曜日と火曜日の二日間にわたつて行なわれました。主要な議題は日米間の通貨、通商問題、エネルギー問題等を中心にして議論が展開されました。

今回は、前回までのいろいろの例と比べてみますと、日米間の貿易バランスがかなり改善をされ、また資本の自由化一〇〇%という政策が打ち出されておる。特にコンピュータ、ICの自由化の問題も当方が踏み切つたものでございすから、アメリカ側はこれを非常に高く評価いたしました。従来のようなとげとげしい感じは非常に薄らいで、わりあいにやかな雰囲気になったといふことでありす。私は今度初めて出たものであります。いままでのことは知りませんが、いままで出た人の話ではそういうことでございす。

先方は、しかしこの貿易バランスの傾向がこれで定着したかどうか、また、疑わしいところがあるという態度をまだ持しております。引き続き貿易のアンバランスの解消のために、また自由化の継続的な努力のために日本側の努力を要請いたしました。

私は、大体最近一月一六月間の貿易の趨勢を見ると、いままで大体二十五億ドルくらい対米黒字になつたという見通しであつたけれども、ことによると二十億ドル前後あるいはそれを超える、この傾向は定着したものと考える、もちろんわれわれは引き続いてこの貿易アンバランスの解消に向かつては努力をしておることもありますが、さらに関税の引き下げ等についても各共通で今度から前に進めたい、そういう要望を述べまして、この問題に対するわがほうの見解を表明し、また引き続きわが貿易のアンバランス解消に努力していくという誠意を示したのであります。

しかし他面、一面におきましてアメリカ側が今回突如として農産品について日本に対する供給打ち切り、ストップという措置をとつたことは非常に心外であつて、このために日本側はどれくらい迷惑を受けたか知れぬ、いままで、昨年以来アメリカ側は日本に対して農産物を買つてくれ買つてくれと貿易の会議があればそのことを要請してきて、昨年はわが国においては五億ドルくらい思い切つて食糧、飼料をさらにプラスして買つたはずである、本年もその趣旨に沿つていろいろの努力をしようとしておつたところ、突如手のひらを返すようにそういうような態度に出るといふことは、アメリカの将来の貿易政策が重大変換をしたのかといふことを疑はせるような状態でもあるので、こういうことは誠に憤りを感じて、そして一応打ち切りとかストップした大豆その他についてはできるだけ早期にこれを解除して日本側に供給してもらいたい、そういうことを強く要請したところでございす。

なお、ガットの問題その他も関係いたしました。アメリカ側は新拡大通商法を国会で通そうとしておるようだけれども、その中でわれわれが注目しておるのはガットの精神による自由無差別ということがそのまゝ実行されるかどうかといふことである、特に新通商法において課税金問題とか輸入割当てとか、あるいはことによると輸出制限とか、そういうようなことで、ある国に対して、無差別に行なうという原理が失われて差別主義がとられるというふうなことになる、これは非常に大きな影響を国民感情の上にもたらすことになる、こういう問題については新通商法運用上大いに注意してもらいたいと思ひました。

それからもう一つはセーフガードの問題でございす。このセーフガードの問題は、加藤委員が一番御熱心な組織問題とも関係しているところでありまして、この問題については、加藤委員やあるいは関係業界の意見も十分聴取してありまして、この点も強く言つたところであります。

私は、四原則を掲げまして、セーフガードにつ

いて主権国家の名前において恣意的にこれを発動するといふようなことは厳にやめなければいけない、客観的な基準がまずなければならぬ、それからセーフガードは国際的に承認された客観的な基準によってそれが発動されて、それでそれが数カ国による国際的なフォーラムが承認されなければならぬ、そういう客観的のオーソリティーを持った第三機関による判定、そういうようなことを重要視して、一国が専断をもって行なわない、そういう点を非常に強く私たち主張いたしまして、セーフガードの問題という問題はこれからガットにかつて、また繊維交渉にかけて一番重要な問題になってくるというので、この際われわれの意見を申し上げておくといつて四原則を強く主張しておきました。

それから南北問題等もございまして、私としては、最近の変動相場制への移行に伴つて南のほうからの苦情が非常にふえておる、つまり切り上げによつて日本の品物、ドイツの品物が非常に割りに高くなる、そしてドルに依存しておる南方の品物が安くたかされる、またいろいろ借款やその他をされている場合のマルクや円に対する償還の金額が高まってくる、その分だけ割りに高くなる、そういう点において南の発展途上国からわれわれに対して非常な不満が開陳されておる、アメリカもこれを考えなければいけない、変動相場制ということになる、大体固定相場制という考えが基本にあつて、一%とかあるいは〇・七%とかというところも可能であるかもしれない、変動相場制ということになれば、これはプラスマイナス・ゼロになるということが頭の中にあるものでありますから、したがつて基礎的収支を海外援助まで含めてその上でゼロにするという構想でないといふこの変動相場制下における南に対する援助といふものは成り立たない、従来は固定相場制のもとに行なわれておつたそういうような関係から、このままほつておくと南北の格差はますます激しくなる危険性がある、そしてそれを救済すべからざる状態が出てくる危険性がある、したがつて南北問題と

いう現下の最も大きな問題を処理する上において、アメリカは非常に大きな責任を持つておる、それはドルを安定させることである、長期的に安定させて、そしてこの南北問題の乖離をさらに防ぐような積極的努力をすることを私たちはアメリカに特に要請したい、これは日本とアメリカとの関係に關係するのみならず、これからの問題である南北問題というものを考えた上での先進工業国家としての日本の良心から発することである、そういうことも強く言いました。

これに対して先方のボルカー次官は、非常に當惑したような顔をしておりまして、アメリカのドルが安くなればそれだけに依存しておつた諸国の輸出が増進されるということもまた少しありますというように、理屈に合致するような理屈で返事をしておりましたが、ともかくこれは非常に胸にこたえたと思つております。

それからエネルギー問題につきましては、私は、消費国同盟に入らないといふことを言つたけれども、それは現在の国際情勢からすれば消費国同盟というようになことは対立と挑発的にとられる危険性がある、私は中近東に行つた際に、対立的あるいは挑発的にとられるような危険性のある消費国同盟といふものであれば日本は入る意思はないといふことを言つてきた、いまでもそういう考えであるといふことを明言いたしまして、石油問題、エネルギー問題については、産油国が産油をふやしていくといふ方向に政策的に環境づくりをする、これは先進国にとって大事なことであつて、それは工業による協力であるとか、そのほか諸般の政策でそういう環境づくりをわれわれ日米両国はともにやらなければいかぬ、そういう意味において、日米両先進国がエネルギー問題という共通の大問題を控えて国際協調を中心にしてこの問題を前進させていくように私たちは要望したい、そういうことを強く言いました。

ロジャーズ国務長官は、挑発的だと思われるいわゆる消費国同盟の構想に対しては非常に警戒的で、われわれは産油国と対立する意図は毛頭ない、

また対決とか挑発といふような意図は毛頭ない、中曾根さんと全く同感であつて、国際協調を中心にしてこの問題を解決しなければならぬとわれわれは確信しておるというようになことを繰り返して、ともかく産油国と対決することなくという前置詞をいつもつけて話をしておつたような状態であつた、私が中近東へ行ってきたことは、ある意味においては先方にかつたりの認識を深めさせた効果があつたのではないか、こういうふうに思ひました。

それと同時に、シベリア開発の問題、それから濃縮ウランの共同工場の問題、それから日米間における資源、エネルギー問題に関する専門家の協議の問題等について具体的にある程度話しまして、そういう問題については、前向きに相協調してやつていこう、シベリア開発については私から特にアメリカの参加をわれわれは強く希望する、あれだけの大きなプロジェクトといふものはアメリカ、日本、ソ連、三国の協調によつて進めるといふことが将来とも望ましいと思つて、アメリカの参加を強く要望しておいた次第でございます。

以上が概要でございます。
○中村(重)委員 いまのお答えにさらに突っ込んでお尋ねをしたいわけですが、時間の関係もありまして、法律案の身についてお尋ねをしまいたいと思ひます。また、いまのお答えに對しましては後日機会を見ましてお尋ねをいたしたい、かように思ひます。

端的にお伺いをいたしますが、中小企業基本法の一部を改正して中小企業の範囲を拡大するといふことではありますが、中小企業の範囲を拡大するといふことは、経済規模の拡大であるとか経済構造の変化といふ点から理解できないわけでもありません。しかし、範囲を拡大するといふことが現行法におけるところの中小企業にいろいろな形においての影響を及ぼすといふことも、これまた軽視できないわけでありまして、そこで、中小企業庁自体として、現行法を改めなければならない、範

囲を拡大しなければならないという積極的な理由をどこに求めておられるのかという点であります。具体的な点から、私は範囲拡大という方向へ進もうと思つておると思ひますが、その点について考え方を聞かせたいと思ひます。

○駐政府委員 今回の定義の改定は、いまお話がございましたが、基本法制定後十年間におきます経済成長のもとで貨幣価値の変動も当然ございまして、また当然に自己資本の充実ということもあつたわけございまして、十年前の五千円といふだけでは、これはかえつて実質中小企業であるものも中小企業施策の対象からこぼれ落ちていくといふことが避けられないと判断をしたことが基本でございます。この点につきましては、実は四十四年の中小企業政策審議会の中間答申がございまして、その際にも審議会の場では相当検討がされましたが、答申の時期までにまとまりませんでした、引き続き検討するといふことが定められた経緯もございまして、それ以降も、中小企業の業界のほうからも重ね重ねこの定義の改定についての強い要望がございまして、当委員会においても、この問題について慎重な検討をすべきであるといふ御決定があつたわけでございます。私どもは、慎重な検討を、昨年八月に提出されました中政審の答申にあたりまして、審議会のほうに御審議をお願いいたしました。いろいろなデータに基づきまして、中小企業施策の対象とする中小企業の規模といふものは、従業員規模、資本金規模においてどういふ水準であることが今日最も妥当であるといふ点について、学識者の御意見も伺ひまして、数字に基づいていろいろ検討いたしました。その結果、中政審の答申におきまして、一つの線が出てまいつたわけでございます。私どもはその線を尊重いたしまして、今回の法律案を実は作成をしたわけでございます、積極的な理由と申しますものは、中小企業と一口に言ひましても、その間に経済全体の伸びの中で、同様の格差を持ちながらも、やはり全体としては規模が大きくなつてきておる、しかし、十年前とはほぼ似たよ

うな格差は依然として持つておる、こういうこと
でございすので、その中小企業の境界というも
のは、今日時点においてはこういう資本金である
のがいいかという、こういう見地から検討したの
でございす。つまり、一言で申し上げますと、い
わば調整でございまして、実質的には大企業とみ
なされるものの一部を積極的にこへ取り込んで
いこうという、そういうふうな見地からの修正、
改定ということでは考えられぬ、基本において全
然違わぬでございまして、そういうことはどう
も考えていないわけでございます。

○中村(重)委員 本法案に対しては、中小企
業も相当力を入れて、中小企業庁としては、
重要法案であるという考え方の上に立つて
おられる。答弁に立たれるところの政府委員にい
たしまして、部長まで含めて四名ですか、五名
ぐらいの政府委員を用意しておられる。私どもも、
決してこの法律案が簡単な法律案であるとは考え
ていない。しかし、いま長官のお答えを伺いまし
ても、中小企業の定義を改めなければならぬとい
う積極的な理由、説得力のある答弁ということ
にはならないのではないかと私は思うのです。範
囲を拡大しなければ、中小企業政策を展開をし
ていく上において、どのような障害がどの程度起
きるのかということが問題点であろう、こう思う
わけです。中小企業政策審議会の中間報告とい
ったような点についても、いまお触れになったわ
けであります。十年前と現在と貨幣価値というも
のも違ってきておる。それらの点等から考えてみ
ますと、中小企業の資本というものが非常に大き
くなったということから考えてみますと、いまの
お答えもわからないではない。しかし、より私ど
もが関心をもちますものは、そのことが現行法の
もとにおける中小企業にどのような影響を及ぼす
のか、これは全事業所の中の九九・三％であり
ますか、それだけの事業所でありすだけに、私ど
もは、この範囲の拡大をしなければ、全事業所の
中の九九・三％程度の中小企業に対する政策を進
めていくということについての障害になるとは考

えない。中小企業政策を展開していく上について
障害になるからこの法律を改めなければならぬ
という形になって出てくるのでなければ説得力は
ないというふうには考えるわけでありす。し
たがいまして、聞きたいところは、その点に對し
てどうなのかということでありす。

○政府委員 御質問に對しましては、むしろあ
る程度具体的に例を引いて御答弁申し上げたほう
が適切かと存じますので、一応そういう角度から
御答弁させていただきます。

今回、製造業のほかに卸売業というものを特に
区分いたしまして定義を定めたという点の一つの
点でございす。従来は、小売と卸と一本で
実はきめてまいりました。中小の卸売事業につ
いてもいろいろ困難な問題が出てまいりまして、大商
社といわれるような国内の大手卸と比べまして、地
方の中小卸等が重要な任務を帯びながらも相当体
質を改善しなければならぬという必要に迫られ
てまいりました。中小企業振興事業団からの高度
化資金の融資を行ないまして、八十ばかりの卸団
地を造成中でございす。その場合に、従来の定
義でございす。従来は、資本金が五千人、資本金で
一千万、このどちらにも該当しない、そのいづれ
をも若干こえておるといふものが地方の卸にもか
なりございす。これらもその扱い物品ごとに詳
細に見ますと、メーカーは巨大であり、それを一
次卸で扱っておる大手商社といふものはきわめて
巨大であり、地方の卸は、やはりそれらと比べ
ば中小でございす。ところが私どもは、中小企
業に該当しないということ、現に造成中の団地
につきましても、そういう事業者に対する分は事
業団の高度化融資からすべて減額いたしまして、
融資をつけておらないわけでございます。こうい
う点につきましても、やはり小売と卸とは本来違
うものでございすので、卸は卸なりに考えまし
て、適当な規模での定義が考えられるならばこれ
を設けるといふことが必要であると考えるを得

なかつたわけでございます。工業につきましては、
従来から従業員が三百人という規模がございま
し、それに見合うものとして五千万の資本があつ
たわけでございますが、この十年間、やはりわが
国の経済成長の中で相当産業全体で自己資本の充
実も進み、それから大規模な投資も行なわれて資
本整備率も上がつてまいりました。中小企業もそ
の方向にあつたわけでございます。大企業も
もちろんその方向で大きくなっておりす。その
で、大手と中小企業と比べました場合における生
産性格差、賃金格差というふうなものは十年前と
実はあまり変わつておらないのでございす。若
干の改善はございすけれども、基本法の前文
に出ておりますのは、第一条に出ておる、何がゆ
えに中小企業施策に国が力を入れなければなら
ないかという点に注目した意味での施策の対象とす
べき中小企業の範囲というものを考える場合にお
けるその格差の問題一つとりましても、資本金が
相当ふえてきて、やはり昔と事情が、平たく言
えば、あまり変わらぬというふうなことがある。
こうわれわれは考えたわけでございます。労働集
約的な事業で従業員が三百人をこえておるま
と、どうしても設備投資するために資本金を若干
ふやさなければいけないということで、六千万円
にしたいときにも五千万円程度でもちゅう
ちよせざるを得ないというふうな事情などがある
わけでございます。こういう点はやはり調整を
しなければならぬ不都合な面がどうしても出て
きておる、こういうふうに判断したわけござい
ます。

○中村(重)委員 問題は、中小企業政策の展開と
いうものは量的な拡大だけではどうにもならぬと
いうことです。これを質的、量的に拡充強化をは
かつていくということでは、量的に拡充強化では
ないか。ただいまのお答えの面から、量的にはあ
る程度理解できる点があります。しかし、四十八
年度の中小企業政策——いま白書もお出しになつ
ていらつしやるわけでありす、それらの点に
も若干目を通して見たわけでございますが、それ

よりも、私どもは、いま政府が国会において提
案をなさつたところの予算あるいは財投といった
ようなことが中小企業政策をどのように展開して
いこうとするのかというパロメーターとして受け
とめる以外にはないわけでございます。したが
いまして、量的、質的の両面にわたつて今後中小企
業政策をどう進めていこうとしておられるのか。
また、四十八年度の予算の中に、あるいは財政投融
資の中に、基本法を改正いたしまして中小企業の
範囲を拡大していこうとする考え方の上に立つて
組まれているわけでありすから、これが反映を
しているのであらうと思ひます。どの点にどのよ
うな形でこれが反映をしているのか、それらの点
もひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員 定義の改定問題について検討する
にあつては、当委員会でもかねて小規模零細企
業対策の一その充実をはかることが基本的な前
提であるという御決議をいただいております。ま
た、中小企業政策審議会の答申にも同様の趣旨の
ことが明記されておるわけでございます。

そこで、いわゆる施策の上位シフトが起ころの
ではないかという点に対する配慮でございす。
が、具体的に申し上げますと、一つには中小企業金
融の面でございす。中小企業公庫の長期の
設備資金の融資につきましても、従前から実質的
に大企業と考慮されるものについては、かりに中
小企業の定義に該当しておつても、個別に審査の
上これを対象からはずすように指導をし、それを
厳重に実施しておるところでございす。今回も、
定義の改定が行なわれまして、この点は十分留
意をしまひる考えでございす。

積極的な面でございますけれども、御案内の
ように、小規模零細対策については、いろいろ従
来から政府としても施策を講じてきております。
予算、財投、税制の各般にわたつていろいろな施策
を講じてきております。四十八年度におきま
しては、金融面におきまして経営改善資金融資
制度の創設等につとめたわけでございます。し
税の面におきましても個人事業者注目いたしま

かるならばどんなことでもやってよろしい、目的のためには手段を選ばないということをごきでチェックしていかねばいけいけいではないか、積極的に私は中小企業の事業分野を守る、中小企業の安定をはかっていくという方向に立法措置を講ずるというところに進んでいかねばいけい、こう思いますが、大臣のその点に対しての重ねてのお考えをお聞かせいただきたい。

○中村(重)委員 事態の推移を見まして、その弊害が顕著なような情勢ならば、立法措置も許さない、そういう考えをもちまして厳重に監視していきたいと思っております。

○中村(重)委員 委員長にお伺いいたしますが、ヨーロッパ諸国に参りましても、中小企業と大企業の労働者の賃金にしてみたいした格差はありません。また所得の面におきましても、私は日本のような二重構造の大きな格差というものはないというように受けとめていたわけでありま。なほにヨーロッパ諸国において中小企業が安定した経営をやっているのに、日本のように、六十数本というような中小企業に関連する法律を持つていっているこの国で、中小企業の環境というものが異常なこうした状態にあるのか、なほに中小企業というものが安定をしないのか、どこに原因があるとお考えになつていらつしやるのか、それらの点についてひとつ考え方を示していただきたいと思います。

○政府委員 実質、賃金の格差でございますけれども、中小企業の中でも上位層につきましては、三十五年の数字と四十五年の数字はわかつておりますが、これを見ますと、百人以上の中小企業の場合には、かなり大企業との格差が縮まってきておるといふことは申せます。ただ、零細層におきましては、これは生産性の低さというものの当然の反映でございますが、大企業に比べてまだ相当大幅な格差がございます。百人以上の従業員を持った上位の中小企業におきましては、初任給の水準などは大企業と全く格差がないか、むしろ若干高い場合もあるということも耳にするわけで

ございます。結局、御指摘の問題は、わが国の零細中小企業の場合に最も端的にと申しますか、集中的にあらわれておる特殊事情かと存じますが、やはりヨーロッパ、アメリカ、特にアメリカを見ました場合に、わが国の場合、まだ社会的な非常な流動性というものがいろいろの要因から阻害されている面が欧米よりも相当大きうございますから、したがって、そういう意味で、中小企業、こういう零細企業というものは、なかなか困難な面に直面せざるを得ないという一般的な事情でございます。

そのほかに、たとえばヨーロッパとの比較でございますけれども、私もあまりつまびらかではございませんけれども、ヨーロッパの場合には、中小企業といえども相当進んだ技術を持つておる。日本の中小企業でも、下請でも、最近、技術をもつて大企業と相当対等ないしそれ以上の価格交渉もできるというものが若干出てきたようではございますけれども、これは全く若干でございます。大部分のものはまだそこまでいかなないというふうなそういう差も、これは歴史の差だと存じます。そういうものもございするが、もう一つの見方として、特にドイツあたりでは、手工業的な分野でも、ギルド的なそういう制度あるいは社会的な理解というふうなものが、歴史的にこれは中世からずっとございまして、日本のような場合はそういうものが特にない。こういう差なども、やはり過当競争というふうなこともつながつていくわけでございまして、わが国の小規模零細企業というものは、いろいろな意味で、ヨーロッパの同じような零細層に比べて困難な立場に置かれておる、こういうことも耳にするわけでございます。

「委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席」

いろいろな要因がありまして、どれがきめ手かということは、私はちょっと申し上げにくいと思うのでございするけれども、結局、こういう層に対して、それでは日本としてどうやっていくかということになりますれば、結局、生産性の向上を

個々の企業でもできるようにするし、また、相協力してやっていくことによつて相当効果があるという面につきましては、そちらの共同化ができるような施策を用意して行政を行なつていく、こういうことを基本にものごとを考えていくということが大切だと存じます。

先ほどお尋ねのございましたような、大企業の不当な事業分野の拡大というふうなことにつきましては、今後行政指導も一段と強化して、十分これは調整を加えていくというふうなことも、もちろんこの問題の解決に大いに関係のある点だろう、かように存する次第でございます。

○中村(重)委員 いろいろお答えがあつたのですが、長官、日本の中小企業というものは、実際の行政面から放置されているということですよ。あまりにも差別が大企業との間にあり過ぎるということですよ。そうでしょう。金を借りても、中小企業のはが金利が高いんですよ。税金も、租税特別措置法というものは、中小企業にもこれは該当するのだと言つても、中堅的な企業は別として、下位の中小企業というものはこれは縁遠いものです。無縁なものなんです。さらに、中小企業に対しては、大企業の系列下にあるということですよ。あとでお尋ねいたしますが、親企業と下請企業の状態でも、お考えになつたらおわかりでしょう。同じ職場で働いているところの下請企業の労働者が、大企業で働いているところの労働者の賃金の三分の一とか五分の一とかいう状態でしょう。これが常識だというふうなことがまかり通つておる。政府も、この点に対しては、何も意に介してないということですよ。いろいろな事業から中小企業は圧迫されている。そして中小企業自体も、過当競争の中にどうにもならないような状態にあるけれども、これも放置されておるといふことです。これでは日本の中小企業というものが大企業との間の格差というものをなくする道はないではあませんか。これに対して解決の手を差し伸べようとお考えになつていらつしやるのです。何か団地政策等をやつて、そして中小

企業の近代化をはかつていくとする方向について見ても、実際の運営面はどうか。運営面は、大企業の利益をはかるための団地政策になつていすにすぎないではあませんか。具体的な事例をあげるとおっしゃるならば、私はなまなましい具体的な事例をあげて中小企業庁の判断を聞いてみたい、そのようにすら思ひます。何か法律さえつくればよろしい、あとはどのようにその法律が動いているのか、ほんとうに中小企業のためになつていのかどうかということについて、追跡調査するしようとはしていらつしやらないではあませんか。やろうとしても人手がない、金がない、これが現実でしょう。私はそうした中小企業政策を展開する上においてのガンともいふべきものを除去しない限り、日本の特異な体質である経済の二重構造、大企業と中小企業の格差というものは解消しないということをおし上げておきたいと思ひます。

いま一点指摘をし、御見解を伺つておきたいことは、中小企業には若年労働者というものを充足することができないというところなんです。たまたま入つてまいりまして、これが定着をしないということです。中小企業の基盤を強化するためには、若年労働者を充足し、これを定着させるという施策が強力に推進されていかなければならないと考へます。基本法の改正をおやりになる、このことが、量だけではなくて、質的にも中小企業の政策を強化していかうとお考えになるならば、ただいま私が指摘をいたしましたような問題点こそ大きく取り上げて、これを施策の面に生かしていかねばならないと考へます。それらの点に対して、大臣からは、どうあるべきかという点についての考え方、中小企業庁からは、私が指摘をいたしましたようなことについて具体的な考え方を聞かせたいと思ひます。きょうは、労働省からお見えでございますから、中小企業の若年労働者の充足の問題、定着の問題、中小企業の福祉施策の問題点等についてもお答えをいただきたいと思います。

五年目の検討にあたりまして、私どもとしては先生のおっしゃいます点も含めて十分検討させていただきますと存じております。

なお、最低賃金の問題につきましては、私ども四十五年に中央最低賃金審議会からの御答申がございまして、それに基づきまして、ただいま五カ年計画のもとに全労働者に最低賃金が及ぶようにということと、もう一つは、その最低賃金ができる限りアップ・ツー・デットなものであること、有効性保持と申しますか、そういう二つを基本といたしまして、ただいま各都道府県労働基準局におきまして最低賃金を進めておるところでございます。御承知のとおり、各産業、産業によりまして非常に事情が違います。そこで、産業ごとでございまして、その場合には県全体を通じてという二本立てでやっております。ございまして、ただいまのところで目標を五年に置いていたしております。ただいまのところでも、現時点におきましては、すでに七割見当の労働者が最低賃金のカバーを受けているという現状でございます。私ども五カ年計画とは申しませんが、できる限り早くこれを全労働者に及ぶようにしたい、このように行政を進めているところでございます。

○中村(重)委員 お答えはたいへん前向きのように聞こえるのだけれども、そのお答えもいつ聞いても同じような答えなんですよ。中身は少しも前進しないですね。退職金の共済制度にいたしましても、御承知のとおり、中小企業の事業所数というものは四百六十一万八千六百二十四事業所、従業者の数は二千七百三十三万三千八百八十八人、これは比率にいたしまして、事業所の数が先ほど申し上げたように九九・三%です。労働者の数は七七・二%でしよう。これに対して共済契約者の数は、四十七年十一月現在で十四万八千八百一十一人、それから非共済者の数は百三十四万六千二百四十四人です。話にならぬじゃありませんか。また、最低賃金の問題もお答えは前向きのように聞こえます。

しかし、少しもこれも前進しないということでもっと強力に推進をしていくことでなければならぬ、お答えのことが実現をしなければならぬ、ということなんです。また八木さんは、これもまた前向きのお答えでありましたけれども、この被用者年金の制度に加入をしようということにしまして、むしろこれを妨害する傾向すらあります。具体的な事実を私は指摘できます。きょうは時間の関係がありますから、いざ具体的事実をもつて、これでもほんとうにやろうとお考えになっていらっしゃるのかということでお尋ねをしてみたいと考えます。

大臣に御見解を伺ってみたいのですが、私は、中小企業に働く労働者の問題について、中小企業庁はあまりにも無関心過ぎると思う。ほんとうに中小企業政策を展開していくためには、この労働問題というものは極めて重要な問題ではないでしょうか。ならば私は、歴代通産大臣はこのことについてもっと関心を持ち、もっと積極的な取り組みをして、厚生大臣、労働大臣とも話し合いをして、中小企業に労働者が定着するように、若年労働が充足されるように、そういう努力をされる必要があるのじゃないか、そのように考えます。今後中曽根通産大臣とされてはどのような態度をもつて臨もう、この問題を解決をしていこうとお考えになっていらっしゃるのか、お伺いいたします。なお、大臣の答弁が終わりましたらば、労働省、厚生省はお引き取りになってけっこうです。

○中曾根国務大臣 労働問題は、中小企業に対しては最近致命的な問題になりつつあるように思っています。特に大企業との比較におきまして、給与、待遇、厚生施設、退職金、そういう面におきまして格段の差が出つております。特に零細企業においていかにありまして、そういう観点から中小企業対策につきましては今後その面にも大きく力を入れまして、労働問題について不安がないようにして中小企業政策を進めさせたいと思っております。

○中村(重)委員 お尋ねをしたかったのですが、時間の関係もありますので、資料としてお出しをいたしたいのは、新たに対象となる中小企業者の数と資本金です。次に申し上げるのを同時に資料として御提出をいただきます。資本金一千万円超五千万円未満、資本金五千万円超一億円未満、資本金一億円超五億円未満の従業者の数、同上の生産高及び工業生産の伸び、同上の出荷高及び輸出高、同上の売り上げ高の伸び、同上の一人当たり付加価値生産性、同上の設備投資の実績と計画、同上の自己資本と他人資本の比率、それから貸金の格差、それから資本金五千万円以下の中小企業の経済上の問題点、これらの点についての資料の御提出をお願いをしておきます。

次に、お尋ねをいたしますが、新たに対象となる中小企業者の借り入れ金残高は幾らか。製造業が約五百七十、卸売業が約三千四百程度でございまして、合わせまして四千を若干こえる程度でございまして、これらの企業につきまして個別にまだそういう調査が実はまだとっておりません。そういう点は早急に調査をいたしまして、別途御報告させていただきますと存じます。

○中村(重)委員 中小企業の借り入れ金残高というのは、これは統計資料に出ているんですよ。ならば、今度新たに対象とする中小企業の借り入れ残高というものは、私どもがこの法律案を審議する上において必要なんです。現行法におけるところの中小企業にどのような影響を及ぼすのかと云うことは、この定義を拡大することが是非かということと関連をいたしますから、このことは必要なんです。お答えがなければいけないわけですが、しかし資料としてできるだけ早く御提出をいただきます。同上の中小企業が中小企業三機関及び振興事業団等に対する借り入れ依存の予想はどうか、これはお答えができるでしょう。

○中村(重)委員 長官、あなたのほうは中小企業の範囲を拡大をする、これにいまお答えになりました。当然予算の關係が出てまいります。財政投融資の關係が出てくるのです。四十八年度の予算並びに四十八年度の財政投融資というものの規模は、あなたのほうの概算要求の段階、大蔵省との折衝によつてこれが決定をいたしました際に、新たに上位規模の中小企業はこれに入ってくるということとを前提にして予算並びに財政投融資の規模というのは決定したのでしよう。比較的少額ではなにかというふうな心もなないお答えでもってこの範囲の拡大の御提案をされることについては問題があるように私は思います。もっと確信のあるあなたのほうの答弁はもちろんでありますけれども、今後中小企業政策を展開をしていくという上において御提案をされるのであればいけないと私は思うのです。

なぜに私はこれをお尋ねをするかと申しますと、中小企業の予算にいたしましては、これはあとで若干変わってきかと思つておりますけれども、中小企業庁所掌中小企業対策費というのは六百三十億三千七百万でしよう。財政投融資にいたしましては、これは三機関でもって八千七百八十一億、予算の面においては対前年度比は一二六

と。思う。いかがですか。

○財政投融資にいたしても一二%です。中小企業庁所管分以外の中小企業対策費総計は八百二十億八千六百万円、対前年度比一一・八%、こゝで一般予算の伸び率、一般予算の中に占める中小企業関係の予算は、四十八年度は〇・五六%です。四十七年度は〇・五九%です。〇・〇三%減っているのです。財投にいたしても四十七年度は財投総額に占める比率は一一・四%、四十八年度は一二・七%で、一%近く減っております。範囲は拡大した、上位中小企業は入ってきた、そしてまた中小企業施策におきましても大臣が声を高くして強調していらっしゃる小規模経営改善資金融資制度、これらのものもこれに入っている。あるいは中小企業施策にいたしても、大規模小売店、いわゆる百貨店法の改正に伴うところの施策あるいは小売商業振興法案、幾つもの中小企業の法律案をお出しになり、新たな施策を展開をしていくといわれる。しかし、その裏づけとなるところの中小企業予算あるいは財政投融資というものは四十七年度を下回る、こういう状態ではないのか。絶対額がいかにふえたとは申しながらも、今日の物価上昇の中において実質的に中小企業予算というのが減っておるのではないのか。こういったことをはたらかしてにおいて新たに中小企業の範囲を拡大をして、しかも上位中小企業に金を借りるにいたしても大きな額を融資を受けなければならぬところの中小企業というものを新たに加えていくことになるならば、既存の中小企業に対するところの圧迫となるということとは、これは常識ではありませんか。そしてお尋ねをいたしますと、まあいたして三機関に対する依存はないと思ひます、少額だと思ひます、そういう抽象的なお答えで、この範囲拡大の法律案をお出しになるということは私はおかしいと思う。もっと確信ある提案をしてもらいたい、確信ある答弁をしてもらいたいということなんです。ただいまの私の指摘に対して反論がありだろうと思いますが、あられるならば、納得のいくような説得力のあるお答えをひとついただきたいと思います。

○政府委員 中小企業対策費が政府全体で八百億であるということにつきましては、私どもも長年努力はしてまいりました。たゞでございすが、これは正直に言つてまだまだ十分ではないというところを率直に認めざるを得ないと考えております。定義の改定と直結するわけではなく、やはり中小企業対策そのものの見地から、今後財投の拡充も必要でございす。税制改正の上での特段の配慮から中小企業対策費につきましても、これは私ども格段の努力をいたす所存でございす。それから、先ほどの御答弁に対しての補足という意味でお聞き取りいただきたいわけでございますが、五十二億円分を中小公庫の来年度融資ワグとして実は上積みしておるということとを当委員会でも別途御答弁申し上げたわけでございますけれども、これは具体的な申請を待たなければ、はたしてどれだけの需要が今年度中出てくるかわからないわけでございます。私どもはそれの申請内容を一つ一つ相当厳重にチェックをした上で必要なものがあれば融資を行なうという慎重なスタンスを切りたいと思つております。中小公庫の貸し付け規模というものは、御案内のように今年度から上がりました、八千万円ということにいたしておるわけでございますが、輸出製造業中心の融資でありますので、五百数十企業として四百五、六十億というものが、機械的に全部に八千万融資がされればそういう規模にもちろん相なるわけでございますが、その場合でも本年度の実際の借り入れ申請というものは今後出てまいるわけでございます。設備資金でございますから、当然先の時期の借り入れ申し込みになるわけでございます。審査の時期もございすので、実際に金が出るのは来年度に入ってからでございす、年度分として第四・四半期分ということになるわけでございます。そういたしますと、機械的で非常に恐縮でございますが、四百五十億前後のもの四分の一程度と見れば百億、その半分として五十億強とい

うふうなことで一応のものは組んでございすけれども、私どもは、これをもう少し大きく上回ることはずなないであらう、こういうふうに見ております。申請がございすけれども、私どもは実質的に大企業の子会社といわれるようなものは従来から慎重に調査して避けております。今回五百七十対象がふえてくるのですが、そこから申請が出た場合には十分注意をして、個別によく調査をいたしまして、その上で融資をするという考えでございす。そういうものを積み上げてみて、この金額で足りなければ当然にワグの追加というのは必要でございすけれども、当面これだけのものを上のせして準備をいたしておることでございす。必要な追加というものは別途考えますけれども、追加が非常に大きなものが当然に予想されるという状態で予算を組んだ、こういうことでは実はございせん。

○中村(重)委員 努力はしておるけれどもまだまだ努力をしなければならぬ。これでは実際、答弁にならないのです。中小企業のことだけは大きいのです。中身はないという声だけではないのです。中身は中小企業者だということ。その総予算の中に占める予算というものがコンマ以下だということ。コンマ以下に中小企業を扱っているという、この事実だけは否定することはできないでしょう。これで、努力はしておりますが、まだまだ足りません、しかし中小企業のためにやっておるのではありませんか。中小企業で力がありますか。これではほんとうの政策の転換ができるでしょうか。範囲拡大をしなくても、中小企業の予算というものは、年々形式的ではなくて実質的な拡大していかなければならないということなんです。今日の物価上昇の中に、その大きなウェイトを占めているものは何か、生産性の低いところの中小企業、農業、こういうものが放置されてきている。つくった品物あるいは売る品物、これを価格にはね返さない限り中小企業は生存していくことはできないではありませんか。生産性

を向上させる、そうしてつくった品物のコストを低下させる、これが物価政策にもなるではありませんか。物価政策の大きなウェイトを占めると私は思う。いかに口に物価引き下げであるとか言つても、ほんとうに引き下げのための施策を講じていないということなんです。私は、十年前の中小企業の定義を改めるといふことに對しましては反対だとは思つておりません。しかし、定義を拡大するといふことは、量的拡大なんです。大臣もお答えになりましたように、私も指摘をいたしましたように、質、量面に中小企業の施策というものを強化し、拡充していかなければいけないのだ、その根本をなすものは予算であり財投であると思ふのです。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

その予算であり財投であるものを比率において四十七年度よりも低下をさせるというふうなことで量的拡大を私どもに納得しろと言われるのは、私にはあまりにも不見識であると考えます。しかし、すでに予算は通つてしまひました。

私は、大臣に決意を促したいことは、先ほど同僚諸君の質問に對してお答えにもなつておりましたが、ほんとうに抜本的に中小企業政策ということの前進させなければならぬ、その裏づけとなるところの予算、財投、これを大幅にふやしていくということではなければならぬと思ひます。この異常な決意が私は大臣に求められておると思ひます。したがひまして、大臣から確信のあるお答えをいただかなければ、私はこの法律案を成立させるわけにはいきません。私もほんとうに安心でき、大多数の中小企業の方々がほんとうに納得する大臣の答弁と、さらにその答弁を具現するための、来月は概算要求の月でございすから、そのことに対する大臣の決意をひとつ伺いたい、そしてそれを見てもらいたいということでありす。いかがですか。

○中會根國務大臣 中小零細企業につきましては質的強化が重要であると冒頭御指摘もあり、申し上げましたが、質的強化と同時に、金融その他の

面において、量的拡大もまた同じく必要でありま
す。中小企業の扱ひ仕事の量あるいは最近におけ
る物価高の情勢、海外における資金量、そういう
諸般の情勢を見ますと、やはりこの資金量を国と
して相当ふやしてやらなければこの拡大の意味を
なさないということも考えられます。そういう諸
般の点を考えまして、来年度予算以降資金量のワ
クを大幅にふやすように努力していきたいと思ひ
ます。

○中村(重)委員 公正取引委員長にお尋ねをいた
しますが、同僚諸君から数回にわたってこの点
はお尋ねしておりましたが、どうもお答えが必ずし
も納得のいくお答えでなかったように思ひます。
それはもうおわかりのとおりですが、今回の定義
の改定によりまして一億円未満まで中小企業にな
る。そうなるまいと、下請代金支払遅延
等防止法、この関係に変化を来たすことになつて
まいります。いままで親企業であつたものが今度
は下請企業としては遇されるけれども、親企業と
しての取り扱いを受けない。ところが、いままで下
請企業として遇されたものが、今回新たに中小企
業基本法の対象となるこれらの企業との下請の関
係というものが今度はなくなる、いわゆる下請代
金支払遅延等防止法の対象から除外されるとい
うことになつてまいりますと、大きい企業は保護
され、小さい企業はこの保護からははずされるとい
うことになつてまいりますから、私はこれは問題
であると考えます。いわゆる施策の妙味を發揮し
て、そのように不平等な形にならないようにしな
ければならないと考えますが、その点に対する公
取委員長のお見解、また今後講じていくこととする
施策についてお伺いをしてみたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 中小企業の定義といひま
すか、その資本金による区分が五千万から一億円に
引き上げられた、これは現時点だけとてみますと
確かに変化が起こるわけでございます。いま御
指摘のように、いままでは大企業といわれたもの
が中小企業になる、中小企業になつて、したがつ
て、こちらの法律の関係でございまして下請法から

まいりますと、親事業者であつたものが下請のほ
うに回つてくる、こういう変化がいまの時点にと
らえればございしますが、大体こういう資本金によ
る大企業と中小企業の区分といふものは、御承知
のとおり今回の場合に十年経過してこうなつてお
るわけですね。本来は毎年毎年実質的に中小企業の
中身は変化していると思ひます。つまり十年前の
中小企業は、今日も、それはまあ資本金だけで、
同じ資本金ならば中小企業である、こうみなすの
は経済の実態とはだいぶ離れてくるのじゃない
か。これはすでに中村委員も百も御承知でござい
ますから私はとやかく申しませんが、十年間にお
ける経済のレベルが大幅にアップしております。
これは日本のGNP全部をとらえても同じでござ
いますし、それぞれの会社あるいは個人でもそう
でございますが、その資産の大きさあるいは名目
的な場合であれば、はるかに大きな膨張を遂げて
おります。ですから、前に一千万であつたもの
のいまや実質は一億である、こういうことにな
るわけでございます。中小企業とは何であるか
ということ定義する場合に、資本金で区分して
いること、あるいは従業員で区分していることに
多少の矛盾はございすけれども、そういう方法
しかない、こういうことであるうと私は思ひます
ので、いまにわかに突然変異のようになりま
すけれども、実態から言へば、やはり実態のほうに資
本金のほうを合わせていった、中小企業の定義を
合はしていった、こう考えます。一億円以下のも
のは、一億円をこえるものの下請事業者の立場に
なる。また、従来は一千万としておりましたが、
一千万以上一億円までのものは、これはそれより
下の階級、下の分野に対しては親事業者になる。
だから、両様の性格を持つということございま
す。御指摘の点は、五千万という従来の線があつ
て、それが上と下で同じ中小企業の中で親と下
請の関係が生ずるではないか、そういう点は見の
がしておるのではないかと、そういう点に私は受け
取つたのでございすが、そうであるといひまし
すと、多少の矛盾というふうなものはあるかもし

れませんが、まあ中小企業全体として見た場合、一
千万円から一億の間でそれほど大きな圧倒的な力
の差があるかどうかという点を考えてみますと、
むしろ下のほうの一千万までの低いほうのレベル
の下請事業者を保護し、かつ今度のほんとうの一億
円をこえる大企業からとくしわ寄せを受けやす
いそれ以下のものすべて、これについて特別に配
慮をしていくということで、つまり二段階制で
やつていっても、それほど大きな矛盾は来たさな
いのじゃないか。御指摘の点はわかりませんが、そ
れらについては実態調査などをいたしまして、わ
れわれの言つておることが多少でも違つておる、
だいぶ違つておることであるならば、なおそう
いう点について規制の方法は考えたい。原則とし
ては下請法に書いてあること、これはすべて不公
正な取引方法にすぎず、該当することでございます
ので、そういう独禁法上の措置によつて、具体的
な案件がもしありますれば、これは規制することは
十分可能であるというふうに考えております。全
体としての大きな経済の水準変化の中で、いま申
し上げたように二段階といひますか、一億円の上
と下、一億円と一千万の間、こういうふうなもの
を設けまして、下請法の精神を十分生かすように
やつていきたい、足らないところは独禁法で補
いをしたい、こういう覚悟でございます。

○中村(重)委員 規模を拡大せよといふこと
は、私も当委員会において、条件つきであり
ましたが、いわゆる小規模企業といふものに對し
て影響を来たさないように、抜本的な振興策を講
じなさい、規模の拡大について、定義を改めるこ
とについて検討しなさいといふ附帯決議をつけま
したから、みづから附帯決議をつけたがらこの規
模の拡大といふものについて反対をするという態
度は矛盾をすることになります。また、その必要
性も認めております。しかし、中身がそれに伴う
かどうか、私が声を大にして指摘をしてまいりま
したものは、附帯決議の趣旨が生かされてない、
中身がからっぽだ、これじゃいけないから、結論
としては大臣の決意を伺つて、今度は質問を新た

に進めたい、こういうことになつてゐるわけであ
ります。

しかし、規模の拡大は当然と申しましようか、
避けられないと申しましようか、やむを得ないと
思ひます。ところが、従来保護されてきたものは
既得権なんです。今回定義の改正によつて、従来
保護されたもの、与えられた既得権といふものが
奪われることだけは間違ひない。いま委員長は、
能力はあまり変わらないではないかとおっしゃ
る。しかし、それは答弁になりません。能力は変
わるのか変わらないのか、事務局から数字をあ
げて、一千万円以下あるいはそれ以上といふもの
に對する下請関係についてお答えがありました
が、たいした数ではない。たいした数ではないけ
れども、やはり従来八千万円から八千万円の企業
が親企業として五千万円以下の企業との間に下請
関係を結んだ、そして下請代金支払遅延等防止法
等の保護を受けてきたといふことだけは事実なん
です。したがつて、それは既得権と言へる。その
ことがなくなるということは既得権が奪われるこ
とになるのでありますから、既得権はやはり保護
していくのでなければならぬ。それをどうして
やつていくのかといふことについては、独禁法に
おいてこれを補完していきたいといふお答えであ
りました。独禁法二条七項あるいは独禁法十九
条、公正取引方法の十号、これらの条文が、い
ま委員長がお答えになりましたような関連の法律
であると私は実は考えます。しかし、これと下請
代金支払遅延等防止法がそのまますばり当てはま
るのかどうかといふことになつてくると、問題が
あるのじゃないでしょうか。公正取引方法の十
号を見ましても、いわゆる優越的地位利用云々
といふ法律で保護してきて、今回それからはずさ
れたものが、かりに下請代金の支払いで、いまま
では問題なく中小企業であるいは公取から指摘を
受け、それが、従来と変わつてきたといふことで
もつて直ちに独禁法違反である、公正取引であ
るといふ判定を下せるのかどうかといふことに

昭和四十八年七月十八日

なつてくると、無理が出てくるんじゃないでしょうか。抽象的な不正取引とかなんとかというところじゃなくて、これは従来保護されてきたものは既得権なんだから、同じ中小企業の中ではあるけれども、そこに親企業、下請という関係が出てきたならば、下請代金の問題についてはそれを今後とも実行させますというお答えが出るのかどうか、その点が私は問題であると思うのです。私どもが聞いておりますのはその点なんです。不正取引が許されないというところは当然なことなんです。問題は下請代金支払遅延等防止法というものが適用されなくなるんだが、これをどうするかというのが聞いている点なんです。この具体的な問いに対して具体的なお答えをいただきたいというところであります。いかがでしょうか。

○高橋(後)政府委員 この問題はなお私どもも十分再検討したいと思っておりますが、いまお話ししたの資本金による、従来の既得権といいますが、保護の利益を受けるという点は、そういうふうな既得権と解しても構いませんが、上位のものが優越的地位を乱用して下位のものに不当な取引条件を押しつける——これは簡単に申しまして下請法の一貫した中身だと思えます。それを具体的にいろいろ表現しておる。私どももそれを見ますと、非常に下請法というのはいささか、どういふものかというものの関係というふうなことを書いて、それから具体的に、支払い遅延だけではなくて、一べん契約しておきながら納入した場合の価格をあとから削減するというふうなことで、個別に書いておられます。しかし、一般に上位企業と下位企業、親と下請のような関係におきまして、不正取引ではないのじゃないかというお考えに対して、私は、それは具体的な事例があればいつでもいけるんだというふうに思えます。ただ、下請法というものがありますから、実際に不正取引を行なった場合は、それにすぎり当てはまるケースのほうがはるかに多いと思います。しかし、それが、特別の法律はありますけれども、それがなくても、かりにそれにびたり

該当しなくても、独禁法そのものの適用を何ら妨げることはないのではないかと、私どもはそう思っております。下請法によったほうが、調査その他をする場合、一般的な基準としてはそのほうが筋が通っております。さればといって、いま御心配のように独禁法の十九条の、こういう不正取引を禁止する規定では無理なんではないかというお話のようでありまして、私はいろいろの場合に不正取引というものは独禁法上十分取り締まりの対象になる、そういうふうにいまして申し上げておる。その見解がはたして違っているかどうか、そういう点についてはなお十分に検討してみたい、こう申し上げておるわけでございます。

○中村(重)委員 不正取引は独禁法違反であることは明らかなんです。これは法律に明記してあるところなんです。問題は、下請代金支払遅延等防止法です。下請代金というものは二カ月以内に払わなければならぬ。手形を発行する場合は、二カ月以内にこれが割れる、割引ができる手形を発行しなければならぬという形です。いままで運営してこられたと思います。かりに今回は一億円以内は中小企業であります。一千万円以上一億円以内は中小企業です。一千万円以下はこれは対象になりません。これは下請関係が今後には生じないということになる。いままでは生じておったものが今後生じなくなる。そこで、従来は生じておりましたから、二カ月以内に割り引きする手形——かりに今回、今後三カ月しなければその手形の割引ができないといったような事態が起こってきた、そういう手形が発行された、その場合に、いわゆる不正取引ということが言えるのかどうか。具体的な問題なんです。既得権とも関係があるわけですから、ですから、そうした具体的な問題についてお尋ねをしておるわけでありまして、それに対してお答えをいただきたい。ですから、優越的地位を利用してそのことが独禁法違反であることは間違いないんだが、その優越的、いわゆる不正取引とは何ぞや。私がいま具体的な問題として指摘したようなことが起こった場合、これが不正

取引というふうな形になるのかどうかという点であります。いかがですか。

○熊田政府委員 ただいまの具体的なお話でございますが、そういうふうな具体的な事例が出てまいりました場合には、私どももいたしましてはそれが独禁法の優越的地位の乱用、あの条項に該当するということと糾明をしてみたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○中村(重)委員 それでは、いままで下請代金支払遅延等防止法の対象となっておった下請企業、今後はこの範囲の拡大にかかわらず、依然としてそのことは下請企業支払遅延等防止法が適用される、そのとおり理解をしてよろしいかどうか。

○熊田政府委員 独禁法を適用いたします場合には、必ずその適用の基準というものがなければならぬわけでございます。下請関係につきましては、この下請法が当然に最も基本的な基準になるわけでございます。したがって、いま先生おっしゃいましたような、現在下請法によって保護をされておるが、改正後は保護をされないという業者につきまして独禁法上の問題が生じてくる、優越的地位の乱用が生じてくるという場合には、当然下請法を基準といたしまして不正取引というものを認定してまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○中村(重)委員 先ほど、具体的なこういった事例が起こってきた場合は、そのことがいまの不正取引ということで独禁法でもってこれを取り締まるかという私の質問に対して、あなたのお答えは、これは取り締まらざるまいと、あなたのお答えがあったわけだから、それでもう一度お尋ねするんだけれども、八千万円の中小企業と三千万円の中小企業と、従来は下請法の適用がされてきたわけだから、今後ともそれは適用されるということに理解してよろしいですね。

○熊田政府委員 たびたび申し上げますけれども、それは下請法が適用されるということではございませんで、独禁法が適用されるということでございます。ただし、独禁法を適用いたします場

合に、当然運用の基準というものがなければならぬ、下請法はその基準に当たる、こういうことでございます。

○中村(重)委員 その点はよろしいのです。それは下請法そのものからはずれるけれども、それにかわつて今度は独禁法の不正取引ということになるのですというところであればよろしい。しかし、いままであなたの方の答弁は、この関係はなくなつてまいりますという抽象的な答えを繰り返してこられたわけだ。いまのような明快な、明確なお答えがなかった。したがって、下請法、独禁法のいづれが適用されようとも、要するに従来のおり適用される、したがって、従来公取であるとか、あるいは中小企業庁が問題点として指摘をして、これに対して勧告をしたりいろいろしてこられたわけだ、それはそれのとおり今後とも実行される、しかしそれは下請法ではなくて独禁法である、そのとおり私どもは理解をいたします。

最後に、通産大臣にお答えをいただいで私の質問を終わりたいと思つたのですが、同僚委員から先ほど質問があつておりましたが、鳴りの入りでこの下請中小企業振興法というものが実は適用される、こういう形になつてまいりました。それに基づいて振興基準というふうなものがこの法律案の中核であつた。ところが、今日までたゞ二つだけしかその振興基準というものができていない。それから振興協会というものの、紛争調停といったようなことでやらなければならぬ。でなければ、下請企業の地位というものは向上されないということを私どもも指摘してまいりましたし、そのことでの法律案の修正等もいたしましたし、それぞれのお答えが実はあつておったわけですから、振興基準の問題にいたしまして、依然として肝心の中小企業の発言力が弱いということです。親企業の意向というものがこの振興協会というものを動かしておるというところです。これではいつまでも下請企業というものは親企業と対等な立場に立ちません。下請が親企業と対等な立場

に立って、そして下請の振興をはかっていくとい
うことでなければいけないということです。その
ためにはやはりこの振興協会のあり方ということ
を追跡調査をしてみたら、親企業の意向をこれ
に反映させるのではなくて、ほんとうに下請企業
のための振興協会であればならない、そのこと
が下請の地位を向上させる、経営の安定をはかっ
ていくという方向でなければいけないということ
であります。大臣はどうか具体的な事実をひとつ
お調べになりました、この振興協会というものが
強ちに運営をされるように対処してもらいたいと
思います。大臣の見解はいかがでしょう。

○中會根國務大臣 御指摘のように、振興協会を
よく点検いたしまして、これが法案の目的を達す
るような機能を發揮するように、必要あらばこれ
を改組するか充実させていきたいと思ひます。
○浦野委員長 以上で本案に対する質疑は終了い
たしました。

午後五時二十一分散会

商工委員會議録第三十九号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二五 ○・〇五で、 ○・〇五で、

一〇 平電灯 平電灯

三 熊大 熊大

昭和四十八年八月一日印刷

昭和四十八年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W